

八八〇

重政	庸德君	西岡	ハル君
土田田太郎君	前田佳都男君	宮田	重文君
伊能 芳雄君	古池 信三君	小澤久太郎君	関根 久蔵君
上林 忠次君	泊水 久常君	秋山俊一郎君	安井 謙君
小橋 治和君	野本 品吉君	石原幹市郎君	下條 康麿君
上原 正吉君	伊能繁次郎君	杉原 荒太君	吉野 信次君
堀木 鎌三君	泉山 三六君	高橋 衛君	佐野 廣君
森中 守義君	相澤 重明君	大矢 正君	平林 剛君
加瀬 完君	小笠原三男君	小林 孝平君	藤田藤太郎君
岩間 正男君	白木義一郎君	北村 暢君	岡 三郎君
戸叶 武君	片岡 文重君	島 清君	佐多 忠隆君
千葉 信君	岡田 宗司君	山田 節男君	

反対者(青色票)氏名 三十六名

鈴木 強君
松永 忠二君
久保 等君
横川 正市君
成瀬 幡治君
江田 三郎君
加藤シヅエ君
市川 房枝君
長谷部ひろ君
占部 秀男君
光村 甚助君
永岡 光治君
河合 義一君
阿部 竹松君
高田なほ子君
椿 繁夫君
内村 清次君
山田 節男君

○議長(松野鶴平君) これより順次質疑を許します。北村暢君。

「休憩したらどうかね」「定員数」が足らぬ」「退場々々」と呼ぶ者あり」

八八二

昭和三十四年五月一日 参議院會議録第二十七号

内閣委員会において審査中の防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案について速
かに内閣委員長の中間報告を求めることの動議

八八二

「北村暢君「定足数を調べてくれ」と述べ、「今呼びに行っている……」と述べたが、定足数あり」乗
座か、社会党は「議事進行」と呼ぶ者あり」

○議長(松野鶴平君) 北村暢君の登壇を求めます。

「北村暢君登壇、拍手」

○北村暢君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりまして防衛二法案に関する中間報告を求むるの動議について、二、三の質問を試みたいと存じます。

まず第一番目に、議事協議会を傍聴をいたしておりますが、その際、四月二十七日に両院の申し合せ事項が文書によつてかわされていまして、その内容をまず読み上げたいと存じます。

四月三十日に本会議を開き、一切の議案の審議は同日中に議する。但し左の議事は五月二日に本会議を開き、これを行行。

1 常任委員長の更迭

2 残った諸願

3 四月三十日迄に委員長から提出された總統審査及び總統調査要求

4 右の他、議運理事會において満場一致會議上程を承認したもの

昭和三十四年四月二十七日

議院運営委員會議事會

こういう両院の文書による申し合せがなされていまして、本日は五月一日でありまして、しかも、本日は五月一日でありますからこの申し合せが確実に実施せられたとするならば、今日この場において、この會議が開かれてい

し合せは、防衛二法が二十八日中に議了することを申し合せしておるために、それがなされてない今日、この申し合せはほごになると、こういう説明のよう

に伺つておりました。このことは、私は、わが党の理事の主張からいいますと、かかる申し合せをした覚えはない、また、両院の国会対策委員長にお

いて、そのような申し合せをしたという事実については、知りたしておらない、こういうふうには主張いたしてお

るのに対して、自民党の理事諸君の主張は、それを前提としたものであるから、これをほごにしている、こ

ういふふうに主張している点において、全く食い違つたまゝにこの議事協議

會が終了をしていまして、この議長のさばきについては、私は非常に遺憾に思

ひますし、このような議事の運び方が実際に例としていくならば、この申し合

せの内容からいいたしまして、明らかに私どもは、わが党が定員法の取引に

おいて防衛二法案をのんでもよろしいというときは、これは公党として断

じてあり得ないことである、ま

し、話し合いがわかつたならば、これに應ずるのもやぶさかでないというこ

とを、しばしば繰り返して言つておつたにかかわらず、ああいう結果になつたといふことについて、非常に遺憾に

存じておるのでございます。また、も

かりに、ああいう議事協議會の終了であつたとしても、この文書の内容が

らいたしまして、両院の理事におい

て、前提が狂つたから、この文書によ

る申し合せはほごになるのだと、こ

ういふようなことは、その前提になつて

いるところの申し合せというものが何

ら明確になつておらない。こ

である、こ

ういふふう

に考えなければならぬと思つてあります。(拍手)

従つて、提案者にお伺ひいたします

が、このよう

な申し合せがあるのか

かわらず、あえて中間報告を求めると

いう舉に出た理由はいかなることに

あるのか、この点をまずお伺ひをいた

したいのでござ

ない、オネスト・ジョンに核弾頭をつ

けることもできる、こ

ういふようなことを、これは法の解釈としては成り立つ

のだ、政策としては一切持たない、こ

ういふようなところ

にまで国会の答弁が発展してきて、しかも、日米の安全

保障条約に対して、その考え方を(脱

線するな)と呼ぶ者あり)質問いたした

のに対して、核兵器の日本への持ち

込みは協議事項とする、こ

ういふ点からいまして、明らかに自

民党は、将来安保条約を改定し、日本

を核武装し得る方向に、そしてまた、

憲法を改正する方向に向つてい

うことは、国会の論議を通じて容易に

うかがひ知れるところであり

ます。こ

のよう

な議論の中から、同僚の矢嶋議員が予算委員会において、重要な問題

でありますゆゑに、再三三四の点

について政府を追及し、質疑を重ねたのでありますけれども、矢嶋三義議員

は決してこれは了解をいたしておら

ないのでござ

います。従つて、この防衛二法案をめぐりまして、必ず内閣委員

會においてさらに詳しく質疑を重ねら

れるであらうというところは、わが党の

方針からいいたしまして当然のこと

であります。しかも、この防衛論議を

している最中におきまして、三月の三十

日と思ひましたが、かの東京地裁にお

ける砂川事件の被告の無罪の判決が出

まして……

○議長(松野鶴平君) 北村君、時間

が参りましたから、結論を願ひます。

○北村暢君(続) 他國を脅威すること

き兵器として、とあるのは、あたかも

自衛のためならば核兵器は持つことが

できる、裏を返せばこのよう

な形に変わつてきた。しかも、予算委員会にお

ける防衛論議の中において、防衛用の

小型核兵器を持つことは憲法違反では

(拍手)このことは、わが党が、再軍備

を求め

て、こ

反対、安保条約並びに行政協定の解消を主張して参りました正しさを実証するものとして、私どもは大いに歓迎をしたところでございます。しかも、この判決が予算の通過する寸前に出ましたために、これに関する論議は十分尽くされていなかったことは諸兄の御存じの通りであります。この点からいいたしましても、内閣委員会におきまして、今後の審議に待たなければならぬことは非常にたくさんあったと私は信じているのでございます。しかるに、わずか三時間程度においてこの審議を打ち切り、中間報告を求むるの動議を出すに至った自由民主党の意図が那邊にあるか、理解に苦しむのでございませう。従って提案者は、いかなる経過を経て、いかなる意図のもとに中間報告を求めるのか、この点を明確にお答えを願いたいと思つてございませう。

以上、私は二点について質問をいたしますので、明快な御回答をいただきたいと思います。次第でございませう。(拍手)

〔松岡平市君登壇、拍手〕
○松岡平市君 北村議員にお答えいたします。

御質問の第一点は、四月二十七日に議運の申し合せがある。その申し合せからすれば、かような本会議における中間報告の方法をとるということはできないはずだ、それをなぜしたかということでございますが、ただいま北村議員の御説明を聞いておりますと、幸いにして北村議員は議事協議会を傍聴しておられた。私は不幸にしてそれを傍聴しておりませんでしたけれども、そこで、わが会派の議運の理事その他から、なぜするかということをご

詳細御説明申し上げたということでございませう。(それが違つていたので)と云ふ者あり) 私たちがこの中間報告を求めたのは、議事協議会においてわが党の理事その他から御説明申し上げた通りの理由によつていたした。かように御了解を願いたいと思ひます。

〔それが違つたのだ〕取り消しては、たゞ委員会におきまして二十八日に防衛二法案を上げるといふ約束があった、こういうふうなお話でございませうが、これは、お約束といたしましては、はつきりした約束がございませう。(それが違つたのだ)「言いがかりだ」と云ふ者あり) 言いがかりでも何でもございませう。実は内閣委員会におきましては、政府提出の法律案が三十件、議員提出の法律案が四件ございまして、そのうち二十数件はすでに議了済みでございまして、それとして、これらのものは、いずれも委員長理事打合せ等におきまして両党の間で話し合ひを持って、何らの紛争なくすつと処理して参りました。それとして、この問題になつております二法案につきましても、すでにこれは三月の二十七日に当院に来ておりました、委員会に本付託になつております。事前に予備審査もいたしまして、ちゃんと防衛庁長官から提案理由の説明も聞いております。

それとして、この法案の重要性にかんがみて、いかようなる審査をするかというところは、少くとも両党の理事の間におきまして申し合せをいたしまして、紛争なく、処理をするようなふうに私たちは話し合ひをして参つたつもりでございませう。それとして、その結果におきまして、いろいろないきさつはござ

いましたけれども、ほかの法案との関係等もございまして、少くとも二十八日の打ち合せの際には、二十八日は困難であるが、三十日においては、おそくとも三十日においては、何らかの形において、質疑打ち切りその他何らかの形において、一応委員会の議事としては議了するということについて、私は、私としては十分これを期待するだけの話し合ひになつておつたと了解いたして参ります。しかるに、三十日の午前中、委員会を開くに当りまして、特に委員長から要求があつて、委員長理事打合せをいたしましたところ、この法案を三十日中に委員会段階において議了することが困難な事情に立ち至つた、かような御説明でございませう。私たちがはまことに驚愕いたしました。本法案は、われわれといたしましては、ぜひ今国会において議了をお願いしたかった法案でございませう。ところが今申しましたように、一面、議運における申し合せ等もございまして、三十日に委員会において議了していただくことができなかった、ただいま、まことに残念でございませうが、本会議において中間報告によつて議了していただく以外には審査の方法が他にない、かように考えましたゆゑに、かような、まことに残念な中間報告をしていただく動議を提出したわけでございます。

第二点は、審議時間がはなはだ少い、かような重要法案を審議するのにわずかな審議時間で不都合である。——私もまことに残念に思ひます。おつしやる通りであると思ひます。しかしながら、少くとも、先ほど申しましたように三月の二十七日には委員会に本

付託になっております。審議につきましては、必ずしも審議時間の多少だけが問題であると考えておりません。両党の理事の間におきましても、法案について非常な少い審議時間で上げたものがございます。また非常に長い審議時間を費した法案もございませう。それは委員長理事打合せにおきまして適宜話し合つて参つたものでございまして、本法案につきましても、二十八日だけでは困る、三十日にさらに審議をした上、適当な処理をしようといふこととでございませう。今申しますように、三十日にさらに多くの審議をいたしましても、委員会段階において議了することは困難である、こういうふうな委員長からの御話でございまして、かやむを得ずこういう方法をとつたわけでございます。審議時間が少いからといふことで皆様方から反対を受ける理由は必ずしもないと考えております。ことに、委員会段階におきまして審議を打ち切る動議を出して、こういう方法をしたことは不都合だといふ御話でございませうが、そういう手続さえもいたして参りません。審議を打ち切る動議は出す予定でございまして、審議打ち切りには応じない、こういう御話でございませうが、そういうこともせずに、直ちにこういう方法をとつた、かようなことでございませうから、いろいろ御意見もありませんし、うけれども、やむを得なかつたこととして御了解を願ひたい。(拍手)

〔北村暢君発言の許可を求む〕
○議長(松野鶴平君) 質問の時間は尽きております。加瀬完君。(再質問だ)「時間超過だよ」答弁漏れがあるのだ」と云ふ者あり、その他発言する者多し) 加瀬完君に発言を許しました。(発言する者多し、議場騒然)

〔北村暢君発言の許可を求む〕
○議長(松野鶴平君) 北村君の質疑の時間はすでに超過いたしておりますけれども、答弁漏れがあるとすれば、簡単に自席から発言を願ひます。

○北村暢君 ただいまの松岡議員の答弁につきまして、第一点について、この中間報告を求むるの動議を提出した理由は、議事協議会においてわが党理事から説明した通りでありまして、この御答弁でございませうが、この議事協議会において定められたことは、結論は出ておらずに、結論がつかないままに議長がこの議事協議会を開いておる。そして、その後において両党の幹部において話し合ひがなされた。この協議会においてわが党から主張いたしました公党を侮辱するがごとき決定が——斎藤理事の発言についてはどうしても納得できない。(拍手)この点について、両党の幹部間においてこのことを取り消されるがために、この本会議が開かれるようになった。このように私どもは理解をいたしておるのでありますが、松岡議員の答弁では、議事協議会で説明した通りと云ふことでございませうので、明らかにここに食い違ひを生じておられますので、この点を再び明確にしたい。

〔松岡平市君登壇、拍手〕
○松岡平市君 お答えいたします。申し落しました。北村議員がおっしゃる通り、斎藤理事は、両党の代表者の会議におきまして、議事協議会における発言中、御訂正になつた部分が相当あ

昭和三十四年五月一日 参議院會議録第二十七号

内閣委員会において審査中の防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案について速

八八四

るようであります。その部分も含んで、御訂正になられた部分も含んで、斎藤理事が言われた通りと御承知願います。

○議長(松野鶴平君) 加瀬完君。

「加瀬完君登壇、拍手」

○加瀬完君 私は、北村君に引き続きまして、御提案の諸点につきまして重ねて御質問をいたします。

第一に、中間報告というものが、最近におきましては、国会の末期になりますと、一つの審議打ち切りあるいは審議進行の常套手段として使われるような傾向が顕著になって参りました。これは少くも五十六条の三による中間報告の性格というものは、はなはだし

く違つてきていると思ひます。こう中間報告というものの扱い方というものを押していくならば、委員会というものは、委員会の審議の尊重というものは全く軽視される形になりまして、委員会そのものを無視する形になります。こういふ考え方を自民党は今後もとつていくのかどうか、これをまず提案者に伺ひます。

それから、委員会開催は、ただの一日であります。実質的には三時間と十分だけしか審議をいたしておりません。(今、時間なんかかまつていられたるかと呼ぶ者あり) 今、ヤジの中から、今、時間なんかかまつていられたかと言ひました。そういうような軽率な、委員会軽視の風潮というものは、これは国会軽視の風潮とはいひません。私は、敢てそういうことを慎しんでいかなければ、委員会の尊重というものは成り立たないと思ひます。そこで、少くも自民党の全体の方々は

委員会の尊重という建前はお忘れな

委員会の尊重という建前はお忘れな

委員会の尊重という建前はお忘れな

委員会の尊重という建前はお忘れな

委員会の尊重という建前はお忘れな

委員会の尊重という建前はお忘れな

委員会の尊重という建前はお忘れな

いわけでございますので、この点は一

いわけでございますので、この点は一

いわけでございますので、この点は一

いわけでございますので、この点は一

いわけでございますので、この点は一

いわけでございますので、この点は一

いわけでございますので、この点は一

いわけでございますので、この点は一

れる理由をいたしまして、指揮系統の

れる理由をいたしまして、指揮系統の

れる理由をいたしまして、指揮系統の

れる理由をいたしまして、指揮系統の

れる理由をいたしまして、指揮系統の

れる理由をいたしまして、指揮系統の

れる理由をいたしまして、指揮系統の

れる理由をいたしまして、指揮系統の

ういうことが十二分に審議をし尽され

ういうことが十二分に審議をし尽され

ういうことが十二分に審議をし尽され

ういうことが十二分に審議をし尽され

ういうことが十二分に審議をし尽され

ういうことが十二分に審議をし尽され

ういうことが十二分に審議をし尽され

ういうことが十二分に審議をし尽され

においてこれを採決することは困難である事情をお述べになつたわけでございますが、かくて、やむを得ず、そういうことは避けられなかつたにもかかわらず、ほかの方法がないので、中間報告をしていただく動議を提出しているわけでありました。

委員会の議事を尊重するか。——これはもとより最大限に尊重するつもりでございますが、先ほど来申し上げましたように、委員会の審議につきましても、絶えず委員長理事打合会を開き、先ほど申し上げた三十数件の法律案につきましても、委員会をもつばら中心にしてやつて参つております。今後におきましても、私どもは委員会の議事はあくまで尊重したいと考えておりますが、それを、どうしてもこういう残念な、希望しない方法で議事を進めていかざるを得なくなつたことは、今申しましたような事情でございます。

第三点に、法案の内容についていろいろな点をおあげになりまして、その点をどういふふうに審議したかというふうな御質問でございましたが、これは私も、何もかも覚えておりませんし、審議の細かいものもございませうし、それらのものは、今申しましたように、できれば三十日も十分な御審議を願つた上で、おそくなつてもいつころから採決をしていただくというところで、時間が足らぬとおっしゃいますけれども、実は率直に申し上げますと、緑風会からは、議案の性質上、継続審査にしたらどうかというふうなことでございまして、あなただけの方では、継続審査等も一切しない、こういうふうなお話でございました。(拍手) 時間のあるなしの問題ではござ

いません。今言ふ、内容についての審議のいかんにかかわらず、本法案については委員会においては採決をせぬ。三十日に採決しない法案を、今期国会において本会議で取り上げるといふのは、他の方法においては絶対にないよう、先ほどおっしゃつたように議運の方の御決定もなつておきまして、本法案をぜひ今国会に成立させたいと思つたわけといたしましては、この方法よりほかの方法がなかつたから残念ながらやつたのだと、かように御了解願ひたい。

○議長(松野鶴平君) 加瀬君の発言は、動議の提出者に対する質疑として許可いたしましたのでありますから、その質問は取り上げかねます。

これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終局したものと認めます。

この際、暫時休憩いたします。

午前五時十七分休憩

午前六時十七分開議

○議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

「内閣委員会において審査中の防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、すみやかに内閣委員長の中間報告を求めることの動議」の議事を続けます。

討論の通告がございします。順次発言を許します。島清君。

〔島清君登壇、拍手〕

○島清君 日本社会党を代表いたします。松岡君から提案になつております中間報告を求める動議に對しまし

て、反対の意思を強く表明するものでございします。(拍手)

自民党の諸君は、ほかの一つ覚えみたいなやうに、中間報告を求めて、そして議会政治に汚点を残念ながら残しつつあるやうでございしますが、私たちといたしましては、松岡君提案になつておりますこの中間報告を求める動議に對しましては、議会政治を守る建前から、また、日本の憲法を尊重し、かつ、その精神を高めていかなければならぬという建前からいたしまして、どうして賛成するわけには参りません。その内閣委員会に付託になつております防衛二法案に對しましては、もちろん松岡君も申されておられます通り、政府・自民党の提案でございしますから、これが審議未了になるとか、あるいは廃案になるといふやうなことを前提としてお出しにならうとは思ひませんが、それほどまで、いかに閑人の多い自民党の諸君といえども、そういうことをお考えになつて、世間を愚弄し、国会を侮辱するような形で法案を提案なされておるとは、私たちは信じておりません。しかしながら——(何と言ふか、国会を侮辱しているとは)と呼ぶ者あり)私は、愚弄しておるとは思つておりませんと、さう言うのです。思つておられると申し上げておられます。会期はきまつておりますし、そのきまつております会期中で、これだけの法案を、これだけの時間と、これだけの努力をかけて、その成立をはからなければならぬということは、すでに計圖の中に入つておつたはずでございします。もし、かりに、その期間を無視し、さらに、その努力がなされずして、今日のような事態が招来され

たということになりますならば、これはあげて、自民党の努力の不足であるか、ないしは能力に欠けているものがあるのか、それとも自民党の諸君の勉強の不足に基くものであると申し上げて、その責任はあげて自民党側にあるといふことは、天下周知の事実であると思つております。私も、松岡君の提案の理由を、眠い思いをしなが、あんまり上手でもない演説を聞いておりました。が、やつぱり速記録を拝見をいたしました。また、あなたの演説を聞いた国民諸君といえども、一人として私は中間報告を求める動議に賛意を表する国民はいないと確信をいたしました。(拍手) そのことについては、わが党の代表質問の中にもございした通りでございまして、大体が、防衛二法案、二法案と言つておられますけれども、人員をふやすといふこととか、設置法の一部を改正するとかいふ、ほんとうに簡単なものなんです。あなたたちが努力しなされば、そんなにむづかしいことはないのだ。しかも、それには三時間しか当てないとか、五時間しか当てないと、さういふことを言つておられますけれども、きょう中間報告を求めらる動議をこへ出されて、さういふたやうな、てんやわんやの大騒ぎをするぐらいだったら、委員会の審議に力を注いで、さうして、なおかつ、正當な議會運営をはかつて、私は十分に足りたはずだと思つております。やつぱり自民党は多数を持つておられますし、多数の諸君によつて、国会のルールといふものが正常な形において私は守られていかなければならぬと思つております。ただ、多数さえ持つてお

りさえすれば、また、中間報告を求めさすれば、どんなことでも問題が解決できるのだと、さういふやうなものの考え方に基づきますところのその行動ということに對しましては、私は、諸君がやがては議会の歴史においてさばかれるであらうといふことを警告をしておきたい。(拍手) 「それは地獄の底の声だ」「天の声だ」「地獄の底の聲だ」と呼ぶ者あり) 地獄の聲と聞く人もおりました。よし、天の聲とたええる人もおりました。しかしながら、私たちがその声のいかんにかかわらず、議会の一員として守り、それを高めていかなければならぬ責任であると申し上げて差しつかえないと思ひます。その責任は諸君の怠慢による。(さうかね)と呼ぶ者あり) その通り。特に自民党の諸君とわれわれ社会党とは、その防衛二法案に對しましてはその考え方を異にしておりますことは、防衛問題それ自身が、長時間の間、審議をいたしまして、憲法調査会等におきまして、諸君が防衛力を強化し、ないしはまた、憲法改正しようとしておられる等の問題に關連いたしました。これは何人もその相違については疑いがないところの事実であります。しかし、私たちは、この防衛と關連をいたしまして、先般、砂川の問題と關連し、東京地裁において、政府のやりました行為といふものが憲法の違反であるという判決を受けているその事実にかんがみまして、われわれのこの防衛二法案に對しましては、反対は、ひとり社会党の考えばかりではなくして、国民の過半数の支持を絶対受けているばかりではなくして、憲法の番人であり、なおかつ、国の法

昭和三十四年五月一日 参議院会議録第二十七号

内閣委員会において審査中の防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案について速かに内閣委員長の中間報告を求めることの動議

八八六

律の權威を保持しておりますところの裁判官もこれを認めておる通りであります。やがては最高裁判所におきまして、「ひつくり返る」と呼ぶ者あり）この地裁の判決というものがその權威によつて認められてくると思ひますが、そうなりますという、皆さま方のやつておりますこの行動というもの、いかに憲法に違反し、なおかつ、議會政治を毒したかということ、私は數日を出ずして証明されるのではないか、こういうことを国会議員の一人といたしまして憂えるものの人でございます。

一體、自民党の諸君は、わが党の委員長の出でおりまする委員会には総じて非協力的であります。そうして、委員会におきましては、国会議員としての職權も放棄いたしまして、大して発言してない。そしてその最後は、中間報告というものを求めればそれで問題は解決する、そして、ここに控えておられますところの、昔からする平と云う名前で通っておりまする松野さんと言ひことをきかせさせずれば、何でも聞いて下さるのだ、こういうような考え方がひそんでいのではないかと、私は疑わざるを得ない。私はそれには、社会党の一員として非常に遺憾にたえないわけでございますが、なぜ諸君が、社会党の委員長の出でおりまする委員会の理事諸君が、こういったやうな事態を招来しないように、社会党から出ておられます委員長に、与党側として上手に諸君の考へていゝるやうな審議の方向で協力をしていかないか。こういうことは、私は民主主義の政治におきましては、多数を持つておられまする与党側の方が寛大な少数党に對

する態度で臨まなければならぬといふことは、世界の議會運営の実情なんです。日本ばかりが、社会党ばかりが少数党の特権を行使をするわけでも少ない。社会党ばかりが、日本ばかりが少数党として与党をてこずらしているわけでもない。多敵党と少数党とは、二大政党対立のどの国におきましてもあり得ることなんです。しかも私が承知するところによりますというところ、諸外国の与党、多数党は、少数党に對しましては寛大な気持ちをもつて、みずからが委員會の運営と議會運営については努力を示している。それにもかかわらず、自民党の諸君は、委員會においてはすこぶる不勉強である。その不勉強が蓄積をして参りました、そうして会期末になりますというところ、諸君は直ちに十八番の中間報告を求めて、委員會の審議権をみずからじゅうりんし、みずから剝奪するような行爲をとられる、そのことにつきましては、議員の一人といたしまして、松岡君提案に對しましては、いかような寛容な立場をとりましても賛成をするわけには参りません。しかも、この中間報告というものがふざけた提案であるといふことは、提案者みずからが私の反對討論の最中にこういふ不格好な態度で開いている。それでは私は、みずからがふまじめを証明するものであると思う。法案が通ります場合には、政府の大臣もわざわざこつちへ來られて、委員會なり本會議へ來られて、そうして質疑応答を傾聴している。しかもその傾聴いたします場合には、行儀よく傾聴している。しかもその提案者であります松岡君が、こういったやうなふざまな格好で、そうしてその提案に對します

る反対討論を聞くなどに至りましては、私は国会の品位を傷つけるものであると思ふ。それからいたしまして、中間報告を求める動議に対しては反対をしなければなりません。

○議長（松野鶴平君） 島君、時間が参りました。時間をお守り下さい。

○島清君（続） ただいま申し上げた理由によりまして、私は、中間報告を求める動議に対しては、撤回を要求したい、堅持をもちまして反対の討論を終るものであります。（拍手）

○議長(松野鶴平君) 鈴木強君。

○鈴木強君 私は日本社会党を代表し

て、ただいま議題となりました防衛二

し、絶対反対の立場を明らかにして討法案の中間報告を求めるの動議に賛

論を行わんとするものであります。
(拍手)

私はまず、先刻突如として本動議を提出された松岡君の頭の鑑定をしななければならぬと思うのであります。（拍手）なぜならば、本国会の会期は、余すところ二日間であります。しかも諸君御承知の通り、半数の議員は五月二日に任期が終了されるのであります。いわばその前夜の国会といわなければなりません。思想、立場は異なつても、本院に議席を連ねたわれわれは、国民の代表として、お互いに困難を克服しつつ国政に参画し、立法者としての責任を果して参つたのであります。従いまして、掉尾を飾る本国会の末期における議事運営については、お互いに気持よく審議を終つて閉会と相なることを、心より念願し、それぞれ最善の努力を尽してきょうの日を迎えたと私は思うのであります。しかるに、こ

ここにやぶから樺に、かかるぶちこわし動議を提出されたことは、まことに遺憾のきわみと言わなければなりません。ちやうどたたいまは、目に青葉山ほととぎす初ガツオの歌の文句ではありませんが、まさに青葉の候であります。とかく、だれかさんは、陽気の変わり目に頭のピントが狂い、ネジが逆回り出すと言われておりますが、どうも私はこのことが当てはまるのではなうかと思われなりません。だれが考えても正気のきたとは思えないのであります。お互いに国会に議席を置く者は、民主主義の原則を身に体し、国会法に定められた規定に従って、公正妥当な態度を堅持しつつ、法案の審議に当らなければなりません。国会法第五十六条の三によって中間報告を求めることのできる道が開かれていることは、もちろん否定いたしません。しかしながら、このような方法は一種の非常手段であり、きわめて例外の場合に適用されることが立法の精神である。私はかたく信じております。ところが最近の事情を見ますに、この例外規定が例外規定でなくなっている。むしろ当りまえのように自民党の諸君に解釈され出でてきていることは、きわめて重大問題であります。このことは、国会法を一方的に、御都合主義的に解釈した違法行為であり、国会の審議が委員会中心になっております現在の運営方針の大原則をじゅうりんするものであり、民主政治の危機を今日ほど痛感することはありません。このような動議の提出は、本国会においては、過ぐる四月二日の最低賃金法案審議の際にもなされ、今国会二度目であります。自民党の強引にしてあまりに

もずうずうしいのには、あきれてものが言えませんが。先に述べましたように、今国会の性格にかんがみ、最後の審議に有終の美を飾り、正常な運営をはかつて円満に閉会すべく、去る四月二十七日の議院運営委員会委員長理事打合会において、一、三十日には委員会でも可決された法案だけを本会議にかけ審議すること、二、五月一日は休みとする、三、五月二日は満場一致で委員会でも可決された法案の審議と常任委員長の選挙のみを行うこと、以上の三つを全会が一致して決定し、文書によって確認しているのであります。にもかかわらず、この權威ある委員長理事打合会の決定を一方的に破棄して、かかると選挙に出られた自民党の態度は、天人ともに断じて許すことのできないところであります。最近における自民党の態度は、まさに狂暴化し、何でも問答無用、数で来い、こういうファッショ的政党に化し、民主主義を根底よりくつがえさんとしているのであり、かかる態度は、国民とともに、心から憤激を感じ、かつ悲しみにたえないものであります。国会の正常化は、自民党の手によって一つ一つちこわされております。岸首相はここに見えておりませんが、一言、言っておきたいと思ひます。岸総理大臣は、この現実をどうお考えになつておるでありましょうか。岸総理が真に民主政治家として立ち直つておられるとすれば、かかる不幸な悲しむべき事態を一日も早く解消して、議会政治に対する国民の信頼を深めるように、総裁として、なぜ自民党の行き過ぎと横暴を押え、国会の正常化を実現してくれないのでしょうか。自民党のやり方は、卑近な例で申

上げますと、五人のどろぼうが集まって、人を殺して物をとろう、こういう相談をする、そのときに、一人が、それはまずいとして反対をする。あるいは五人がそれだと言つて、みんな賛成をしてこれをやる。他人から批判を受ければ、民主主義といふものは多数決でできたことをやるのだ、何が悪いが、こういうような反論をするのと同じようなものではないかと、だれかが言っているのを私は聞いたことがあります。まことに日本の民主政治は地に落ち、こういう状態が続いていく、おそるべき暗黒時代が到来すると思つてあります。私は最近、政治に対していや氣を感じております。まじめに真剣に取組んでいこうとすればするほど、この感をもつていたします。民主主義といふものは、少数意見も尊重し、数によつて押し切るものではないと思ひます。民主主義のあり方について、お互いに、もっともよく考へてみる必要が今日ほど痛感されることはないと思ひます。私は、過ぐる昭和三十年の六月、ジュネーブで開催されたILO第二十八回総会に、日本の労働者代表として出席したのであります。そのときの議事運営の方法はきわめて民主的で、しかも慎重であつたことを、今静かに思い起すのであります。議長は、一つ一つの議案に対し、各人に十二分の時間をかけて発言を許し、最後に議長より、ほかに発言はありますかと念を押して、発言希望者には全員に発言させ、しかる後に採決に入るといふ、きわめて民主的な運営方法をとつておつたのであります。これ

こそが民主的にしてしかも模範的な審議ぶりでありまして、われわれの心に学ばなければならぬところだと信じます。松野議長と自民党諸君の責任は非常に重大だと言わなければなりません。諸君は口には民主主義を唱へながら、やつてゐることは全く民主主義の破壊者になつてゐるのであります。よく胸に手を当てて考へていただきたいと思ひます。今にして諸君が反省をし、このような多数によつて押し切ろうとする暴力的行為をやめざれば、国民が議会政治にそつぽを向き、あいそをつかすであらうことを銘記してもらひたいと思ひます。ただいま中間報告を求めた防衛二法案は、明らかに憲法九条に違反するものであり、このような手段方法によつて強引に押し切る法案では断じてありません。慎重の上にも慎重を期し、審議に当らなければなりません。特に今、島委員からのお話がありましたように、本年三月三十日東京地裁の伊達裁判長によつて言い渡された砂川事件にかかる判決もあり、米軍の日本駐留自体が憲法違反である、こういうことが明確に指摘されてゐる現在、政府とその手先自民党は、今までとり来つた憲法九条の自衛権の一方的解釈について大いに反省し、少くとも最高裁の最終判決が行われるまでは、現状を凍結して、一切の自衛権強化等は断じて行ひべきではありません。これは小学校の一年生にもわかる最低の常識だと私は思ひます。このような重大な内容を持つた案件を、なぜか中間報告によつて、われわれの強い反対を無視し、この国会を押し切つて決定しようとするのです。国民は、憲法に違反した自民党の

無制限に拡大されていく自衛権という名による戦力の拡大強化に、今や恐怖を感じてゐるのであります。無謀にも本動議を提出せんとしたその裏には、おそろしく、この次に続いて中間報告を求めらるであらう農地被買収者問題調査設置法案とのかね合ひがあることを知らなければなりません。旧地主階級より猛烈な圧力を加えられた自民党と岸政府が、本国会において強引に防衛二法案とともに可決決定せんとする決意を固め、かかる深夜国会において多数をもつて押し切ろうとする暴挙に至つたことと私は思ふのであります。しかしながら、このような非常手段に訴へることは、私は断じて許せません。参議院の權威にかけてもやるべきではありません。居眠りをして、眠い目をこすりながら、こんな深夜国会で急いでやる必要は私はないと思ひます。どうぞ提案者は、この動議を撤回されて、四月二十七日の議運委員長理事打合会の決定に従ひ、本院の運営をはかられ、円満に解決をして、本国会を終了されるよう、ここに強く要求して、私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 江田三郎君……斎藤昇君外一名から、成規の賛成者を得て、討論終局の動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。表決は記名投票をもつて行ひます。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願ひます。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(松野鶴平君) すみやかに御投票願ひます。……すみやかに御投票願ひます。(やつてゐるじゃないか)と呼ぶ者あり) すみやかに御投票願ひます。ただいま行われております投票につきましては、自後十分間に制限いたしました。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票を願ひます。……すみやかに御投票を願ひます。……時間が参りますれば、投票箱を閉鎖いたします。御投票願ひます。……すみやかに御投票願ひます。……制限時間に達しました。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百二十二票
白色票 八十五票
青色票 三十七票

よつて討論は終局することに決しました。

賛成者(白色票)氏名 八十五名
山本 利寿君 松平 勇雄君
武藤 常介君 野田 俊作君
松岡 平市君 田中 啓一君
西川 基五郎君 堀 末治君
谷口 弥三郎君 新谷 寅三郎君
木内 四郎君 紅 露 みつ君
杉山 昌作君 田村 文吉君

反対者(青色票)氏名 三十七名
森中 守義君 鈴木 強君
相澤 重明君 松永 忠二君

笹森 順造君 仲原 善二君
西田 信一君 堀本 宜實君
鈴木 万平君 大谷 藤之助君
稲浦 鹿藏君 吉江 勝保君
江藤 智君 三木 與吉郎君
青柳 秀夫君 雨森 常夫君
館 哲二君 山本 米治君
榊原 亨君 白井 勇君
大谷 實雄君 小柳 牧衛君
田中 茂穂君 小柳 牧衛君
近藤 鶴代君 小山 邦太郎君
斎藤 昇君 石坂 豊一君
木暮 武太夫君 植竹 春彦君
西郷 吉之助君 高橋 進太郎君
草葉 隆圓君 重宗 雄三君
小林 英三君 寺尾 豊君
野村 吉三郎君 石井 桂君
松村 秀逸君 佐藤 清一郎君
木島 虎蔵君 大沢 雄一君
柴田 榮君 勝保 稔君
平島 敏夫君 重政 庸徳君
中野 文門君 横山 フク君
西岡 ハル君 前田 佳都男君
土田 國太郎君 宮田 重文君
伊能 芳雄君 古池 信三君
上林 忠次君 小澤 久太郎君
迫水 久常君 野本 品吉君
関根 久蔵君 安井 謙君
秋山 俊一郎君 石原 幹市郎君
伊能 繁次郎君 下條 康慶君
杉原 荒太君 那 祐一君
吉野 信次君 堀本 健三君
津島 壽一君 青木 一男君
太村 篤太郎君 佐野 廣君
木山 三六君 高橋 衛君

昭和三十四年五月一日 参議院會議録第二十七号

内閣委員会において審査中の防衛庁設置法の一部を改正する法律案について速
かに内閣委員長の中間報告を求めることの動議 防衛庁設置法の一部を改正す
る法律案の中間報告

八八八

大矢	正君	久保	等君
木下	友敬君	平林	剛君
横川	正市君	加瀬	完君
成瀬	權治君	矢嶋	三義君
相馬	助治君	小笠原	三男君
江田	三郎君	天田	勝正君
小林	孝平君	加藤	シヅエ君
藤田	藤太郎君	長谷部	ひろ君
白木	義一郎君	占部	秀男君
北村	暢君	光村	甚助君
岡	三郎君	永岡	光治君
戸叶	武君	河合	義一君
片岡	文重君	阿部	竹松君
島	清君	高田	なほ子君
重盛	壽治君	佐多	忠隆君
格	繁夫君	内村	清次君
山田	節男君		

います。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票願います。……すみやかに御投票願います。……すみやかに御投票願います。制限時間に達しました。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数	百二十二票
白色票	八十六票
青色票	三十六票

○議長(松野鶴平君) これより松岡平市君外一名提出の中間報告を求めることとの動議の採決をいたします。

本勳議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔参事氏名を点呼〕

○議長（松野鶴平君） すみやかに御投票を願います。……ただいま行われております投票につきましては、自後十分間に制限いたします。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票を願います。……すみやかに御投票を願います。（発言する者多し）御静粛に願います。……すみやかに御投票願います。（発言する者あり）私語を禁じます。すみやかに御投票願

山本	利壽君	松平	勇雄君
武藤	常介君	野田	俊作君
松岡	平市君	田中	啓一君
西川	甚五郎君	堀	末治君
谷口	弥三郎君	新谷	寅三郎君
木内	四郎君	紅露	みつ君
杉山	昌作君	田村	文吉君
笹森	順造君	仲原	善一君
西田	信一君	堀本	宜實君
鈴木	万平君	大谷	藤之助君
稻浦	鹿藏君	吉江	勝保君
江藤	智君	三木	與吉郎君
青柳	秀夫君	雨森	常夫君
後藤	義隆君	館	哲二君
山本	米治君	神原	亨君

劍木	亨弘君	大谷	贊雄君
白井	勇君	田中	茂穗君
有馬	英二君	苔米地	英俊君
近藤	鶴代君	小柳	牧衛君
斎藤	昇君	小山邦太	郎君
木暮武太夫	君	石坂	豐一君
西郷吉之助	君	植竹	春彦君
草葉	隆圓君	高橋進太	郎君
小林	英三君	重宗	雄三君
野村吉三	郎君	松村	秀逸君
石井	桂君	木島	虎藏君
佐藤清一	郎君	柴田	榮君
大沢	雄一君	平島	徹夫君
勝俣	慈君	中野	文門君
重政	庸德君	西岡	ハル君
横山	フク君	土田国太	郎君
前田佳都男	君	伊能	芳雄君
宮田	重文君	上林	忠次君
古池	信三君	追水	久常君
小澤久太郎	君	関根	久藏君
野本	品吉君	秋山俊一	郎君
安井	謙君	伊能繁次	郎君
石原幹市	郎君	杉原	荒太君
下條	康鷹君	吉野	信次君
郡	祐一君	津島	壽一君
堀太	鎌三君	木村篤太	郎君
青木	一男君	泉山	三六君
佐野	廣君	高橋	衛君

反對者(青色票)氏名 三十六名

森中	守義君	鈴木	強君
相澤	重明君	松永	忠二君
大矢	正君	久保	等君
木下	友敬君	平林	剛君
横川	正市君	成瀬	轉治君
矢嶋	三義君	相馬	助治君
小笠原三男	君	江田	三郎君
天田	勝正君	荒木正三	郎君
小林	孝平君	藤原	道子君

加藤シヅエ君	藤田藤太郎君
市川 房枝君	長谷部ひろ君
白木義一郎君	占部 秀男君
北村 暢君	光村 祐助君
岡 三郎君	戸叶 武君
河合 義一君	片岡 文重君
島 清君	重盛 壽治君
佐多 忠隆君	椿 繁夫君
千葉 信君	内村 清次君

○議長(松野鶴平君) 委員長の報告準備のため、一時間休憩いたします。

午前八時二分休憩
午前九時五十五分開議
○議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続
き、これより会議を開きます。

これより防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、内閣委員長の間報告を求めます。内閣委員長永岡光治君。

○永岡光治君　ただいま議題となります
した防衛庁設置法の一部を改正する法
律案及び自衛隊法の一部を改正する法
律案につきまして、院議をもつて中間
報告を求められましたので、まことに
心の進まない思いのまま、内閣委員会
における今日までの審議の経過を御報

告申し上げます。

御報告申し上げます前に、一言皆さんに申し上げたいのでありますが、本内閣委員会に今国会中に付託されました案件は三十四件に及んでおります。三十四件のうち、去る四月二十八日までに二十六件成立いたしましたして、八件の法案を残しておるのでありますが、そのうち三件は参議院議員の議員

立法の法律案であるわけでございす。従いまして、残されたのは五件にすぎないのでありますが、この間におきまして、特にただいま議題となっておりまますこの二法案は、衆議院より送付されましたのは、三月二十七日でございます。三月二十七日でございます。三月二十七日でございます。そうして伊能防衛庁長官より本法律案の説明を受けましたのは、三月三十一日でございます。御承知の通り、四月九日から二十六日まで自然休会に入つておりますのであります。四月二十八日、すなわち一昨日、初めて本法律案の審議に入つたのであります。その審議の時間もわずかに三時間十分という内容であります。内訳は、総括的な問題としての岸総理に対する質問が二時間三十二分でありました。その他一般問題わずかに三十八分という、きわめて短かい審議の時間に相なつてゐるわけであります。しかるところ、本法律案は、砂川事件に対する東京地方裁判所の判決で憲法違反の判決が下されてゐることは、皆さん御承知の通りであります。きわめて重大なる法律案でありますので、わが委員会いたしましたしましては、十分これは審議を尽すべきものと考えておつたのであります。が、昨夜突然に、本法律案を本会議において中間報告を求めるということに相なりましたことは、委員長としてきわめて遺憾に存じておる次第であります。(拍手)

これから審議の経過の御報告を申し上げますが、最初に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案の改正の要点を申し上げますと、この法律案は、政府が、現下の情勢に対処し、国力に依りて防衛力を整備する必要があると認

め、防衛庁の職員現在の定員二十四万二千七百七十七人を二十五万四千七百九十九人に改め、結局一万二千八百二人を増加したとするとするものであります。この一万二千八百二人の増加分のうち、八千八百三十三人が自衛官でありまして、残りの三千二百四十九人が自衛官以外の職員であります。自衛官の増加分は、海上自衛官について二千二百二十六人でありまして、艦艇の増加に伴い必要とされる要員並びに航空部門の増強及び後方関係の充実に充てられるものであり、また、航空自衛官の増員は六千六百人でありまして、航空団の増設並びに航空管制、教育、補給、整備等の部門の拡充のために充てられるものであります。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案の改正の要点を申し上げますと、第一に、陸上自衛隊における指揮系統の関係を整理し、隊務遂行の効率化をはかるため、新たに東北、東部、中部の三方面隊を増設いたしまして、全国に五方面隊を配置し、管区隊及び混成団は、すべてこれらの方面隊の隷属部隊とするともに、従来これらの部隊の長に認められていた補給処等の機関に対する指揮監督権を方面総監に認めることとし、また、航空自衛隊における操縦教育の一体的運営をはかり、その能率を増進するため、航空団と飛行教育団をもつて編成される飛行教育集団を新たに設置することとするほか、航空防衛力の整備をはかるため、中部航空方面隊の隷下部隊として新たに航空団一が増設されることとなっております。なお、十混成団本部、第三航空団司令部及び管制教育団司令部

の所在地等の変更がなされております。第二に、自衛隊における診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練または看護に従事する隊員の養成は、自衛隊の病院において行うこととするのが適当であるとの理由で、これらの訓練または養成を自衛隊の病院において行うこととしたしております。本二法案は、冒頭申し上げましたように、去る一月三十一日、内閣委員会に予備付託となりまして、三月二十七日、衆議院において原案通り可決せられて本院に送付されたものであります。内閣委員会は、三月三十一日、伊能防衛庁長官より本二法案の提案理由の説明を聴取いたしまして、四月二十八日、岸内閣総理大臣、伊能防衛庁長官その他関係政府委員の出席を求めまして、本二法案の審議に入つたのであります。

この審議の状況を御報告申し上げますと、法案審議の過程におきまして問題の中心となりましたおもな点は次のごとくであります。第一は自衛隊と憲法との関係の問題、第二は防衛力増強と長期防衛計画との関係の問題、第三は自衛力増強と国庫負担力との関係の問題、第四は核兵器に関する問題、第五は日米安全保障条約に関する問題等、以上五点でありまして、審議された点はいわば防衛の基本問題のみにとどまったものであります。しかし、これらの基本問題の審議さへも、きわめて概括的かつ大ざっぱな審議にとどまつたものであるというところを、まずもって申し上げておきたいと思つております。

さて第一は、自衛隊と憲法との関係であります。この際、現在の自衛隊の沿革を顧みますと、昭和二十七年八月、当時の警察予備隊及び海上警備隊が統合されて保安庁が創設され、その下に保安隊と警備隊とに分れておつたのであります。昭和二十九年六月、この保安庁が防衛庁に改められ、その下に現在の陸海空の三自衛隊が創設されて今日に至つておるのであります。この間、自衛力の増強は毎年行われ、本改正の結果、自衛隊の勢力は、陸上十七万、艦艇十一万四千五百七十六ト、航空機千六百四十四機となるのであります。この自衛隊の勢力は、明らかに憲法第九条の禁止する戦力に該当するものであります。自衛隊の存在は憲法違反でありまして、歴代内閣においては、憲法を拡張解釈いたしまして、この憲法の解釈の上に立つて防衛力を増強して参つたのであります。すなわち、昭和二十四、五年以降の吉田内閣においては、「自衛隊は憲法の否定するものではなく、自衛のため戦力に至らない範囲の自衛力を持つことは違憲ではない。戦力とは近代戦争を有効的に遂行し得る力である」といひ、鳩山内閣では、「自衛のため必要最小限度の防衛力または戦力を持つても違憲ではない」といひ、現在の岸内閣においては、「自衛のため最小限度の戦力を保持することは違憲ではない」との解釈を保持つておられます。しかしながら、終戦当初の憲法会議会当時における憲法論議を顧みれば、いかにこれらが誤まつた憲法解釈であるかがわかつて思ふのであります。

すなわち、終戦当初の憲法会議の當時における吉田内閣の憲法解釈は、「一切の軍備と自衛権の発動としての戦争も認めない」といひ、自衛権も否定的であるといふ答弁さえもなして定まれているといふのであります。たゞ、貴族院特別委員会において高柳賢三議員が、「日本国がある国から侵略を受けた場合でも、改正案の原則というものは、これに對して武力抗争をしないといふこと、すなわち少くとも一時は侵略にまかせるといふことになると思ふが」といふ質問に對し、金森国務大臣は、「場合によりますれば、そういうことになることは避けられぬといふことと考えております」と答弁し、さらに高柳議員が、「いわばガンジーの無抵抗主義によつて侵略にまかせる。しかし、あとは世界の正義公平というものに信頼して、そういうことが是正されていく。こういうことがすなわち第九条の精神であるといふふうに理解してよろしゅうございませうか」といふ質問に對し、金森国務大臣は、「憲法第九條第二項は武力を持つことを禁止しておりますけれども、武力以外の方法によつてある程度防衛して、損害の限度を少くするといふ余地は残つてゐると思ひます。第二項によつて自衛戦争を行ふべき力を全然奪われておられます。したがつて、その形はできません。しかし、各人が自己を保全するといふことはもとより可能なことと思ひます。から、戦争以外の方法のみで防衛するのではありません」と答弁をいたしておるのであります。また、衆議院本会議において野坂参三議員が、「戦争には二つの性質のものがある。一つは正しくない不正の侵略戦争である。同時に、侵略された国が自国を守るための戦争は正しい戦争と言つて差しつかえないと思ふ。一体、この憲法草案に戦争一般放棄という形になしに、われわれは

これを侵略戦争の放棄とするのが最も的確ではないか」といふ質問に對して、吉田総理は、「私は国家正当防衛権による戦争は正當なりとせらるることを認むることが有害であると思ふのであります。近年の戦争は多くは国家防衛権の名において行われたことは顯著な事実であります。ゆゑに、正当防衛権を認むることがたまたま戦争を誘発するゆゑであると思ふのであります。また、第九条の期するところは国際平和と団体の樹立にあるのであります。それによつてあらゆる侵略を目的とする戦争を防止しようとするのであります。しかしながら、正当防衛による戦争がもしありとするならば、その前提において、侵略を目的とする戦争を目的とした国があることを前提としなければならぬのであります。ゆゑに、国家の防衛権による戦争を認むるというところは、たまたま戦争を誘発する有害な考えであるのみならず、もし平和と団体が樹立された場合におきましては、正当防衛権を認むるということとそれ自身が有害であると思ふのであります」と答弁いたしております。以上の憲法制定当初における国会論議に照らしましても、憲法の趣旨は、自衛のためといへども、いかなる自衛力もしくは武力をも禁止してゐることは明らかであります。過般の砂川事件に對する東京地方裁判所の判決は、憲法に對する正しい解釈の結果であり、私どもは、この判決をなした伊達判事の権力におもねることなき卓越した勇氣と、満腔の敬意と信頼の念を禁じ得ないのであります。(拍手)

昭和三十四年五月一日 参議院會議録第二十七号 防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の中間報告

本改正二法案は、言うまでもなく明らかに憲法違反のおそれきわめて濃厚である法案であり、国家国民のためにきわめて重大であると考えますので、この点の審議は最も慎重かつ懇切にいたすべきものであったと考えるものであります。さきに申し述べました通り、きわめて概括的な質疑応答が行われたにとどまるのであります。すなわち、

理より、「憲法改正の問題については、すでに憲法調査会において検討中であり、その結論はいまだ出されておられないが、もし必要ありたいとこにないれば、これを改正したい。自衛隊の存在は違憲なりとの最高裁の判決があるとはどういふ考えられぬか、もしそのような判決がなされた場合は、政府としてもこれを尊重すべきと考えらる。この答弁がありました。

次に、憲法前文中における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのである。平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」という部分は、明らかに無防備宣言の意味するものであり、憲法第九条が自衛力を禁止しているものと解釈すべきではないか、との質問がなされました。この前文の趣旨より見て明らかで、この部分には、無防備宣言ではなく、平和主義の宣言を意味するものである。憲法第九条が自衛権及びこれを裏づける手段としての最小限度の力を保持することを認めておると解釈すべきことは、前文中の「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」という部分の趣旨に照らしても明らかである。旨、所見が述べられました。なお、右の答弁に對しまして、岸総理の指摘したその部分は、自衛力の保持を認めると言っているのではなく、単に自衛権も認めておるにすぎないではないかとの質問が重ねてなされたに對し、岸総理は、「自衛力なき自衛権」というのは意味を

なさぬ。当然、自衛力の保持を認める趣旨であると考えらる」と答弁しておるのであります。以上のごとくでありまして、単に質疑応答を通じてこれまで政府の憲法解釈が繰り返されたにとどまり、「原水爆兵器を持つておる他国の攻撃に對抗して防衛を全うしようとする防衛力が何ゆえに戦力とはいへないのか」という点についての何ら突っ込んだ審議はなされておらないのであります。

第二は、防衛力増強と長期防衛計画との関係の問題であります。この問題につき、政府はわが国の防衛力増強の限界をどこに置いておるか。防衛力整備の最終目標が達成されるのはいつの時期であるか。また、本年度の自衛隊の増強は、一貫した増強計画とは関連性のない、いわば場当りの増強のごとく見えるがどうか、との質問がなされました。前段の問に對し、「わが国防衛力増強については、国防会議において国防の基本方針と防衛力整備計画を策定し、すでに昭和三十三年年度を最終年次とする第一次防衛三カ年計画が実施されておるが、この第一次計画でもって防衛力整備が完了するものではなく、これに引き続き、その後における防衛力整備目標を策定すべく、目下国防会議において検討中であり、その研究は相当進展をしておるが、将来は数目標よりも質の改善に重点を置きたい。」旨、後段の問に對しましては、「本年度における増強は、防衛三カ年計画の中間年次として、三カ年計画の整備目標の線に沿って行われたものである。」旨、岸総理並びに伊能防衛庁長官より答弁がありました。なお、右に關連して、「政府はいずれの国を仮想敵国と

考えて防衛計画を立てておるのであるか。仮想敵国を想定し、その国の軍備を研究することなくしては、結局、時代に即し得ない防衛体制となるばかりで、これでは国の防衛は全うできないではないか」との質問がなされたのに對しまして、岸総理より、「現在の新憲法下におけるわが国の防衛体制は、旧憲法時代において、世界の列強に伍し、特定の仮想敵国を想定して軍備の競争をしておった時代とは根本的に相違し、現在では、他国の侵略に備え、自衛のための必要最小限度の実力を保持せんとするものであり、従って、防衛の基本方針の策定も仮想敵国を想定した上で決定したものではありません。しかし、世界の軍事科学、兵器の発達に對し、終始これを研究することを怠るべきではないと考える。」との答弁がありました。なおまた、「政府はわが国の安全保障方式をいかに求むべきかと考えておるか。世界の二大陣営の中にあり、しかも軍事科学の著しく発達しつつある今日、わが国は取るべき道は、中立的立場から非核武装を主張し、国の安全を、武装にではなく、集団安全保障体制に求むべき時期に到達しておるのではないか」という質問に對しまして、岸総理は、「理想として、国連を中心とした世界の集団安全保障体制、国際警察軍による安全保障のごときが最も望ましく、かかる機運を醸成すべく政府としても努力する必要があるが、しかし、現段階においては、かかる段階に至るまでにはなお相当の距離ありと考える。今日の国際情勢下において、わが国一国だけの力によつて安全保障を実現する確信なき以上は、米國との提携のもとにおける安

全保障体制に依存せざるを得ないと考えらる」との所信を述べられたのであります。この防衛力増強と防衛計画の問題につきましても、原子時代に突入し、軍事科学の日々急速に進展しておる今日、政府の防衛計画が果して實際に役立つものであるかどうか。いかなる世界的情勢分析のもとに防衛計画を考へておるのであるかどうか。その防衛計画と本年度における増強とは具体的にいかなる関連があるのか。また、政府が相当進展しておると言つておる第二次防衛整備計画とは一体いかなるものであるのか。また、防衛計画と長期経済計画との関係いかん等の重要問題については、何ら突き進んで審議はなされておらないのであります。

第三は、自衛力増強と國庫負担力との関係の問題であります。すなわち、「政府は、わが国防衛費増大の許される限度をどの程度に目安を置いておるのであるか。防衛費の増加傾向に比べ社会保障費が輕視されておる点は不都合ではないか」との質問がなされました。岸総理より、「現在、わが国防衛費の國民所得に對する比率は二%以下であるが、これをどの程度にいたすべきかは、國際情勢の変化ともならみ合せ、わが國の国力、國情に應じ、自衛力を漸増いたすべきであり、ただ、いかなる比率にすべきかを数字の上で定めることは困難である。社会保障費の増加については、近代國家として当然十分に考慮すべき問題であると考えらる。」旨、答弁がありました。なお、右に關連して、「過般ドレーパー軍事使節團の来日により、米國の対日軍事援助は将来漸減の方向に向うのではないか」との質問に對しまして、伊能防衛庁長官

より、「日米間の折衝の結果、当面の問題としては特段の減少はない見込みである」との答弁がありました。この問題につきましても、私どもが真に關心したい点は、国民大衆のインド並みの飢饉状態、わが国総人口の二・四％、二百四十六万世帯の極貧困者、九百万人の失業者、三百万人の結核患者、二百三十万戸の住宅不足等々、悲惨なまゝの国民生活の現状や、常に恐慌に陥らんとするわが国経済の現状と、将来における対日軍事援助削減の趨勢の中において、政府は、いかにして防衛力を増強し得る成算があるのか。また、それをなし得ても、国民生活を守るといふ、これこそ其の意味での国防が、果していかんとして達成されるものであるのかという点について、政府の成算を具体的に承わりたいのであります。

第四は、核兵器に関する問題であります。この問題に關しましては、岸総理との間に質疑応答がかわされた結果、次の諸点が確認されたのであります。すなわち、その第一点は、原子力基本法が禁止してゐる以上、いかなる小型核兵器といふこともこれを合法上所持することはできないという点。その第二点は、政府は、たとえ自衛のためといふことも、米駐留軍の核兵器の持ち込みは絶対これを拒否するといふ点。その第三点は、原子力基本法が禁止してゐる以上、軍事目的で原子力の開発をいたすことは許されないという点。第四点は、政府は原子力基本法を厳守せよとの日本学術会議の決議は尊重するといふ点。以上四点が確認せられたのであります。

しかしながら、右の点につきさらに付言いたしますならば、核兵器の問題につきましても、重大な点で政府にたゞさなければならぬ問題が残されておるのであります。

その第一は、今国会における「敵基地攻撃と自衛権」についての政府の統一見解に關する点であります。この政府の統一見解をまず読み上げますと、「誘導弾等による攻撃を受けてこれを防衛する手段がほかに全然ないといふような場合、敵基地をたたくことも自衛権の範囲に入るといふことは、独立国として自衛権を持つ以上、座して自滅を待つべしといふのが憲法の趣旨ではあるまい。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防衛するのに他に全然方法がないと認められる限り、誘導弾などの基地をたたくといふことは、法的には自衛の範囲に含まれており、また可能であると私どもは考えております。しかし、このような事態は、今日においては現実の問題として起りがたいのでありまして、こゝういふ仮定の事態を想定して、その危険があるからといって、平生から他國を攻撃するといふような攻撃的な脅威を与えるような兵器を持つておるといふことは、憲法の趣旨とするところではない。かように、この二つの観念は別個の問題で、決して矛盾するものではない。かように私どもは考えております」と言つております。この答弁は要するに、「せつば詰まつて他に手段のないときは、敵基地をたたくことも違憲ではない。しかし、これは仮定の事態を想定した議論であるから、こゝうい

う仮定の事態に備えて平生から攻撃的兵器を持つことは違憲だ」と言つておられるわけでありまして、そこで、問題の第一点は、平生から仮定の場合に備えて攻撃的兵器を持つことは違憲だと言つておられるから、平生からでなく、政府のいふ仮定の場合が起きたときは、攻撃的兵器、たとえば核兵器、原子爆弾をも用いても違憲ではないといふところのどこか。文章の上から解釈すれば理論上その解釈せざるを得ない。この点はきわめて重大でありまして、政府は、仮定の場合であると云つておられますが、仮定の事態が現実に起きた場合は、直ちに「核兵器、原子爆弾を用いても違憲ではない」といふ仮定の場合の理論が現実化するわけでありまして、あとになって言ひ抜けができることになり得るから、この点を今日の段階において明確にいたしましたのであります。第二点は、右の政府の統一見解は、単に憲法論にとどまるものか、政策論をもこの中に含むものであるかどうかという点であります。もし、「座して死滅を待つよりは敵基地をたたくことができる。そのような仮定の場合に攻撃的兵器を用いることができる」といふ点が政策論でもあるとしたならば、岸総理が参議院内閣委員会において藤田前委員長との質問に對しまして、「核兵器は持たない」といふことを明らかにしておられますから、その持たないために敗れるといふことでありまして、それはやむを得ない」といふ答弁をいたしておられますが、この政策論と矛盾することになるが、この点どうかといふことをたゞしておきたかったのであります。第三点は、政府の統一

の見解におきましては、さきに申しました通り、「他に方法なき場合、座して死滅を待つよりは敵基地をたたくことも違憲ではない」といふ場合は、仮定の場合を想定してのことであるから、かかる仮定の場合に備えて平常から核装備をすることは憲法の趣旨ではないと申しております。私も、平常の場合であれ、仮定の場合であれ、いかなる場合であつても核兵器を所持したり用いたりすることはもちろん違憲であると考えておりますが、もし政府のいふごとく、「仮定の場合であるがゆゑに、これを想定して、これに備えて核装備をすること」が憲法の趣旨とするところでない」といふ論法をもつてするならば、政府が核兵器の攻撃を想定して、これに備えて原子力の研究を行なつておるといふ現状をいかに説明するのであらうか。伊能防衛庁長官は、衆議院の同議員の質問に答えて、「将来の事態についていふことは、当面の問題としては、御指摘のような核兵器における攻撃を受けるかもしれないといふ想定のもとに原子力の研究をいたしております」と答えております。事柄は同じように仮定の場合に對する準備である。そうとすれば、政府は「他に方法なきときは、座して死滅を待つよりは敵基地をたたくことは違憲でない」と言つておられるくらいでありますから、このような仮定の場合についても核兵器を用いることはもとより、この仮定の場合に備えて平常からも核装備をしても違憲ではないといふふうに、首尾一貫した論法をなぜ用いようとはなさらないのであらうか。

第四点は、岸総理は、「いろいろな科学の発達の前途を考えてみますと、核兵器と名前がつけばいかなるものも憲法違反であるとするのは行き過ぎである」と言つておられますが、これは、現在の時点における憲法論の中に将来の問題を織りまぜてしまひ、問題をあいまいにされておられると思ひます。問題は、現在の時点において小型核兵器といふこともおよそ核兵器が違憲かどうかといふことであつて、將來のことを問題にしてゐるのではないのであります。これらの諸点について十分審議がなされておらないことは、きわめて遺憾に存する次第であります。

次に、審議された問題の第五は、日米安全保障条約に關する問題であります。その第一点は、日米安保条約改定交渉の見通しいかんとする点であります。この点に關する質疑に對しまして、岸総理より、「相手國のあることなので明確には断言できないが、政府としては、安保条約と行政協定の両方について対米交渉を進めるつもりであり、その妥結は、条約、協定ともほぼ同時に行われることにならうと思ふ。また、これらの批准のための国会提出は、早ければ参議院選挙後の臨時国会、おそくとも本年暮の通常国会には間に合はせられると思ふ」との所見が明らかにせられました。その第二点は、在日米軍は日本領土内で核武装を行わないと条約上明記することについて、政府は米國側に対して申し入れをしたことがあるかどうか、との質問に對しまして、岸総理より、「申し入れたことはない。装備に

八九

鈴木 萬平君	大谷藤之助君
稻浦 鹿藏君	吉江 勝保君
江藤 智君	三木與吉郎君
青柳 秀夫君	雨森 常夫君
川口爲之助君	後藤 義隆君
館 哲二君	河野 謙三君
山本 米治君	榊原 亨君
細木 亨弘君	大谷 贊雄君
白井 勇君	田中 茂穂君
有馬 英二君	大谷 登潤君
苔米地英俊君	近藤 鶴代君

小柳 牧衛君 井上 清一君
斎藤 昇君 小山邦太郎君
木暮武太夫君 石坂 豊一君
植竹 春彦君 草葉 隆圓君
高橋進太郎君 黒川 武雄君
小林 英三君 野村吉三郎君
寺尾 豊君 松村 秀逸君
石井 桂君 木島 虎藏君
柴田 栄君 大沢 雄一君
宮澤 喜一君 平島 敏夫君
勝俣 愁君 中野 文門君
重政 庸徳君 西岡 ハル君
横山 フク君 土田国太郎君
前田佳都男君 伊能 芳雄君
宮田 重文君 上林 忠次君
古池 信三君 迫水 久常君
小澤久太郎君 小幡 治和君
関根 久蔵君 野本 品吉君
秋山俊一郎君 上原 正吉君
安井 謙君 伊能繁次郎君
石原幹市郎君 鹿島守之助君
井野 碩哉君 杉原 荒太君
下條 康鷹君 吉野 信次君
郡 祐一君 堀木 謙三君
木村篤太郎君 青木 一男君
泉山 三六君 佐野 廣君
高橋 衛君

反対者(青色票)氏名

森中 守義君 鈴木 強君
相澤 重明君 松永 忠二君
大矢 正君 久保 等君
木下 友敬君 平林 剛君
横川 正市君 加瀬 完君
成瀬 幡治君 矢嶋 三義君
相馬 助治君 小笠原三男君
江田 三郎君 荒木正三郎君
小林 孝平君 藤原 道子君
藤田藤太郎君 市川 房枝君

○議長(松野鶴平君) 小柳孝平君から、賛成者を得て、直ちに休憩することの動議が提出されました。
これより本動議の採決をいたします。表決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(松野鶴平君) すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

ただいま行われております投票につきましては、自後十分間に制限をいたします。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百十一票

白色票 十六票

青色票 九十五票

よって、本動議は否決せられました。

賛成者(白色票)氏名 十六名

鈴木 強君 平林 剛君

矢嶋 三義君 江田 三郎君

荒木正三郎君 小林 孝平君

藤原 道子君 藤田藤太郎君

白木義一郎君 占部 秀男君

千田 正君 片岡 文重君

阿部 竹松君 島 清君

佐多 忠隆君 樫 繁夫君

反対者(青色票)氏名 九十五名

山本 利寿君 成田 一郎君

松平 勇雄君 武藤 常介君

野田 俊作君 松岡 平市君

田中 啓一君 西川甚五郎君

青山 正一君 堀 末治君

谷口弥三郎君 新谷寅三郎君

紅露 みつ君 田村 文吉君

一松 定吉君 笹森 順造君

仲原 善一君 松野 孝一君

西田 信一君 堀本 宜寛君

鈴木 万平君 大谷藤之助君

稲浦 鹿蔵君 吉江 勝保君

江藤 智君 三木與吉郎君

青柳 秀夫君 雨森 常夫君

川口爲之助君 後藤 義隆君

館 哲二君 河野 謙三君

山本 米治君 榎原 亨君
齋藤 昇君 大谷 賛雄君
白井 勇君 田中 茂穂君
有馬 英二君 大谷 瑩潤君
吉米地英俊君 近藤 鶴代君
小柳 牧衛君 井上 清一君
斎藤 昇君 小山邦太郎君
木暮武太夫君 石坂 豊一君
植竹 春彦君 草葉 隆圓君
高橋進太郎君 黒川 武雄君
小林 英三君 野村吉三郎君
寺尾 豊君 松村 秀逸君
石井 桂君 木島 虎藏君
柴田 栄君 大沢 雄一君
宮澤 喜一君 平島 敏夫君
勝俣 愁君 中野 文門君
重政 庸徳君 西岡 ハル君
横山 フク君 土田国太郎君
前田佳都男君 伊能 芳雄君
宮田 重文君 上林 忠次君
古池 信三君 迫水 久常君
小澤久太郎君 小幡 治和君
関根 久蔵君 野本 品吉君
秋山俊一郎君 上原 正吉君
安井 謙君 伊能繁次郎君
石原幹市郎君 鹿島守之助君
井野 碩哉君 杉原 荒太君
下條 康鷹君 吉野 信次君
郡 祐一君 堀木 謙三君
木村篤太郎君 青木 一男君
泉山 三六君 佐野 廣君

○議長(松野鶴平君) これより順次討論を許します。占部秀男君。

〔占部秀男君登壇、拍手〕

○占部秀男君 私は日本社会党を代表して、二つの観点から、ただいま提案されました直ちにこの本会議で審議するということの動議に対して、絶対に反対をいたします。

反対する第一の理由は、この二つの法案を委員会に戻さずに直ちにこの本会議で審議いたしますことは、今後の議会の政治のあり方に決定的な憂うべきところの悪影響を与えるものと考えざるからでございます。(拍手) 一体、最近の岸内閣と自民党の方々は、昨年の警備法の問題以来、ますますその反動性を露骨に現わしていると、われわれは見ております。当時、天下の公器である朝日新聞の「天声人語」が、かようなやり方をすることは、すり、強盗、きんちやく切り、かつばらい、べてん師のようなやり方であると酷評したことは、まだまだわれわれの記憶になまなましいところでございます。その後、自民党の方々は、何ら悔い改めるところなく、そうした傾向のまま国会の運営に当たっておられるのが、今日の実態であると私は考えております。一体、本院で中間報告を求め、委員会を省略して打ち切った例が、過去において御存じの通り六回ございます。第十六国会で、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案、この問題を第一回といたしまして、第十九国会におきましては、警察法案並びに警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、いわゆる警察二法、第二十四国会におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、いわゆる教育二法の問題のときでございまして、さらに第二十五国会におきましては、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する

八九四

議長退席、副議長着席

○副議長(平井太郎君) 大矢正君

〔大矢正君登壇、拍手〕

そこで私は、中間報告を求めて、さらにまたその中間報告後、直ちに審議をし、採決をするというその前提には、二つの立憲が必要であると思います。その一つは、まず第一に、審議が十分に尽されているという前提がある場合だと思ひます。しかし、先ほど来いろいろ経過の説明もありますように、わづか三時間の審議でございますから、三時間の審議で事足りるという考え方は、とうてい生まれて参りませ

ん。それから第二には、この法律は、早急に通過をさせなければ、国民に対して、また国民の利害に重大な影響があるという場合においては、中間報告を求めて、直ちに採決をするというところもあり得ると思うのであります。しかし、考えてみますと、今回の防衛関係二法案の提出というものの内容は一万二千名の自衛隊員増強計画が中心でございまして、今日から一カ月や二カ月早くこの法案を通してしましても、もし海外の諸情勢から考慮しても、わが国に緊迫した事態が招来したとしても、この一万二千名の計画では防ぎ得る態勢のものではなくて、この一万二千名というものは、単に計画上の問題だけでありまして、実際的には、国防という見地から考えてみても、——もちろんこの議論には私も大いに意見がありますけれども、そういう見地から考えてみても、非常に緊急性があるというところは、とうてい考えられませんが、国民の側にとつては、税金が余計取られるから迷惑であつても、このことによつて利益を得るとは考えられませんが、私は、このように立場から考えて、まず第一に、今回のこの措置については無理があると思つてゐる次第であります。

それから最近の自由民主党、また岸総裁の態度を見ておきますと、何かしら、かすめ取ることを唯一の道具と心得て、もつぱらその戦法で今日まで事を進められてゐるようでありまして、卑近な例をとりますれば、最近、某地における知事選挙で、岸総裁の名前らしいという話でありますけれども、五万通に上る膨大な電報を打つて、最後の追い込みに、選挙を自党に有利に導いた

という説が出て、これが問題になつてゐるようでありまして、もしこれが事実であるとするれば、一党の総裁ともあるものが、みずから選挙違反の先べんをつけるがごとき行為ではないかと私は考えるのであります。総裁がそういう総裁でありますから、従つて自民党の議員の方々のやることも道理にかなわぬことが非常に多くなつてきて、今回の場合の問題にいたしましても、すべて与党の思い通りに法律を通過させるということが中心になつてゐるようでありまして、たとへば三分の一たりといへども、社会党が二大政党として、公党として存在をしてゐる限りにおいては、政府や自由民主党が思いのままに国会で法案を通過できるといふものの方をそれ自身が、すでに私は誤りではないかと思ふのであります。それを、あえて時々の制限までしてするということは、総裁が総裁だから、議員もまた同様なかすめ取り戦法で、堂々と四つに組んで、審議を尽くすべきは決して論議すべきは論議をしてやるのではなくて、ほんとうにかすめ取り戦法で選挙に処したり、あるいは国会の運営に処したりしてゐるところに、私はこのたびのこの国会の権威を失墜させるような事態が発生する原因が出てきたと思ふのであります。

それから、特に、私は先ほどの自衛隊の増強にからんで申し上げましたけれども、自衛隊の増強といふことについては、けさの「日本経済」の中に明らかに書かれてゐるが、「日本経済」はこう書いてゐる。「安保条約、行政協定に關する日米交渉の途中で、自衛隊の増強を内容とするこの法案が不成立となれば、この交渉の今後の進行にきつて不利な影響を与えるからである。」といふ、こういう明瞭な解説を「日本経済」はしてゐる。今度の自衛隊の増強計画も、言うならば、自分自身の考え方というよりは、アメリカに義理立てをしたという考え方のものと生まれてきてゐることは明瞭である。私は思ふのであります。アメリカに對する義理立てで私どもが徹夜で国会審議をさせなければならぬと思ひます。そんなばかな話はないと思ひます。

それからさらに、また最後に一点申し上げておきたいと思ふのであります。が、大體討論の時間に十分しか与えないという、こういう民主政治のもとにおける議会のあり方というものは、私ははないと思ふのであります。単に私どもの場合だけではなくて、昨日来、討論や質疑はもう全部十分で打ち切られてゐる。特に私は、この問題、中間報告の点について、議長の方に行つてはまことに不可解だと思ふのであります。審議も満足にしない、さらに緊急性もないという法案を、自分の判断だけで中間報告は正しいのだといふ今日のこのやり方は、私は納得がいかないであります。大體が、松野議長は党内の実力者だといわれておつたようでありまして、それは自由民主党の党内の実力者ではなくて、強引に国会を乗り切るための実力者でしかない私は思ふのであります。大體、最近特に国民の間に、参議院の松野議長はでくの坊に近い、自民党の言うなりになつてゐるじゃないかと、こういうような説まで飛んでおられますけれども、きょうの中間報告をやらせるこの

やらせ方や、あるいはまた十分間の討論の時間しか与えないようなこういう松野議長の方からいいますれば、今国民の批判であるでくの坊のような状態だといふのは、けだし当然だと私は思ふのであります。あと一日か二日たちますれば、松野議長も議員でなくなりまして、將來また、選挙があつても、果してこの議場に姿を現わせるかどうかはわかりません。そういう方に——ことを申し上げなければならぬことを私は非常に残念に思ひますが、私は、この法案の取扱ひについては、特に議長は公正妥協にこれから処していただきたいことを最後につけ加へまして、中間報告を求める動議を直ちに採決することについての反対の討論といたします。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 斎藤昇君外一名から、成規の賛成者を得て、討論終局の動議が提出されました。これより本動議の採決をいたします。表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

○副議長(平井太郎君) すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

たゞいま行われております投票につきましては、自後十分間に制限いたします。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。

ます。……すみやかに御投票願います。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票願います。……すみやかに御投票願います。……すみやかに御投票願います。

○副議長(平井太郎君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(平井太郎君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百二十票
白色票 八十八票
青色票 三十二票

よつて討論は終局することに決しました。

賛成者(白色票)氏名 八十八名
山本 利寿君 成田 一郎君
松平 勇雄君 武藤 常介君
野田 俊作君 田中 啓一君
常岡 一郎君 西川 甚五郎君
谷口 弥三郎君 新谷 寅三郎君
紅 露 三三君 杉山 昌作君
田村 文吉君 村上 義一君
一松 定吉君 笹森 順造君
仲原 善一君 松野 孝一君
西田 信一君 堀本 宜實君
鈴木 万平君 大谷 隆之助君
稲浦 鹿蔵君 吉江 勝保君
江藤 智君 三木 與吉郎君
青柳 秀夫君 雨森 常夫君
川口 爲之助君 後藤 義隆君
河野 謙三君 山本 米治君
榊原 亨君 山本 米治君
大谷 賛雄君 田中 茂穂君

自衛隊法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十四年三月二十七日

衆議院議長 加藤 隼五郎
参議院議長 松野 鶴平殿

案 自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「管区隊、混成団」を削り、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、方面總監部及び管区隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

第十二条第二項中「長官(方面隊に属する管区隊の管区總監にあつては、方面總監)」を「方面總監」に改める。

第十二条の二第二項中「長官(方面隊に属する混成団の混成団長にあつては、方面總監)」を「方面總監」に改める。

第二十條第一項中「航空総隊の下に」、「飛行教育集団」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 飛行教育集団は、飛行教育集団司令部及び航空団、飛行教育団その他の直轄部隊から成る。

第二十条の六中「航空総隊」の下

に、「飛行教育集団」を加え、同条を第二十條の七とし、第二十條の五を第二十條の六とし、第二十條の四第二項中「航空方面隊に属する航空団の航空団司令にあつては、」を「飛行教育集団に属する航空団の航空団司令にあつては飛行教育集団司令、航空方面隊に属する航空団の航空団司令にあつては」に改め、同条を第二十條の五とし、第二十條の三を第二十條の四とし、第二十條の二の次に次の一条を加える。

(飛行教育集団司令)

第二十條の三 飛行教育集団の長は、飛行教育集団司令とする。

2 飛行教育集団司令は、長官の指揮監督を受け、飛行教育集団の業務を統括する。

第二十一条(見出しを含む。)中「航空総隊の下に」、「飛行教育集団」を、「航空総隊司令部」の下に、「飛行教育集団司令部」を加える。

第二十五条第一項中「教育訓練」の下に「(病院の所掌に係るものを除く。）」を加える。

第二十六条第三項中、「管区総監」を削る。

第二十七条第一項中「診療を行うとともに」、「下に」「診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練及び看護に従事する隊員の養成及び」を加え、同条第三項中、「管区総監」を削る。

第二十九条第三項中「管区総監又は混成団長」を「方面総監」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十五条第一項及び第二十七条第一項の改正規定並びに別表第三の改正規定（飛行教育集団及び第五航空団並びに飛行教育集団司令部及び第五航空団司令部に係る部分を除く。）は公布の日から施行する。

○副議長（平井太郎君） 両案に対し、質疑の通告がございますが、斎藤昇君外一名から、賛成者を得て、「両案の議事における質疑、討論その他の発言時間は、一人十五分に制限することの動議」が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。

いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○副議長(平井太郎君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数	百十九票
白色票	九十票
青色票	二十九票

よつて、兩案の議事における質疑、討論その他の発言時間は、一人十五分に制限することに決しました。

賛成者(白色票)氏名 九十名

山本 利寿君	松平 勇雄君
武藤 常介君	森 八三一君
野田 俊作君	松岡 平市君
常岡 一郎君	西川基五郎君

別表第一中「北部方面」

北部方面総監部
札幌市」を

東部方面隊

中部方面 總監部	東部方面 總監部	東部方面 總監部	北部方面 總監部
伊丹市	東京都	仙台市	札幌市

別表第三中「航空總隊
面隊」に、「航空隊司令部
集團司令部、航空方面隊

司令部」に、「北部航空方面隊
北部航空方面隊司令部」

部
青森県上北郡大三沢

を
北部航空方面隊
北部航空方面隊司令官

宇都宮市に、
三沢市に、
宮城県桃

郡矢本町」を小牧市に管制教育団管制

空軍司令部	桃園市
育國司令部	宮城縣桃生

輸送航空団司令部
管制教育団司令部

宮城県桃生郡矢本町
境港市

める。

小牧市

昭和三十四年五月一日 参議院會議録第二十七号 防衛庁設置法の一部を改正する法律案外一件

附則

この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十五条第一項及び第二十七条第一項の改正規定並びに別表第三の改正規定（飛行教育集団及び第五航空団並びに飛行教育集団司令部及び第五航空団司令部に係る部分を除く。）は公布の日から施行する。

○副議長（平井太郎君） 両案に対し、質疑の通告がございますが、斎藤昇君外一名から、賛成者を得て、「両案の議事における質疑、討論その他の発言時間は、一人十五分に制限することの動議」が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○副議長（平井太郎君） すみやかに御投票願います。……すみやかに御投票願います。……すみやかに御投票願います。ただいま行われております投票につきましては自後十分間に制限いたします。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票願います。

投票漏れはございませんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長（平井太郎君） これより開票

いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○副議長(平井太郎君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百十九票
白色票 九十票
青色票 二十九票

よつて、兩案の議事における質疑、討論その他の発言時間は、一人十五分に制限することに決しました。

賛成者(白色票)氏名 九十名

山本 利壽君	松平 勇雄君
武藤 常介君	森 八三一君
野田 俊作君	松岡 平市君
常岡 一郎君	西川甚五郎君
谷口弥三郎君	新谷寅三郎君
紅露 みつ君	杉山 昌作君
田村 文吉君	一松 定吉君
笹森 順造君	仲原 善一君
松野 孝一君	西田 信一君
堀本 宜實君	鈴木 万平君
大谷藤之助君	稲浦 鹿藏君
吉江 勝保君	江藤 智君
三木與吉郎君	青柳 秀夫君
雨森 常太君	川口爲之助君
後藤 義隆君	河野 謙三君
山本 米治君	榊原 亨君
劍木 亨弘君	大谷 實雄君
田中 茂穂君	有馬 英二君
大谷 瑩潤君	苔米地英俊君
近藤 鶴代君	小柳 牧衛君
井上 清二君	小林 武治君
斎藤 昇君	小山邦太郎君
木暮武太夫君	石坂 豊一君
廣瀬 久忠君	植竹 春彦君
草葉 隆圓君	高橋進太郎君

大野木秀次郎君	黒川 武雄君
野村吉三郎君	寺尾 豊君
松村 秀逸君	木島 虎蔵君
柴田 榮君	大沢 雄一君
宮澤 喜一君	平島 敏夫君
勝俣 稔君	中野 文門君
西岡 ハル君	横山 フク君
土田国太郎君	前田佳郎君
伊能 芳雄君	宮田 重文君
高野 一夫君	上林 忠次君
古池 信三君	迫水 久常君
小幡 治和君	関根 久蔵君
秋山俊一郎君	上原 正吉君
安井 謙君	伊能繁次郎君
石原幹市郎君	井野 碩哉君
杉原 荒太君	下條 康磨君
吉野 信次君	郡 祐一君
津島 壽一君	堀木 鎌三君
木村篤太郎君	青木 一男君
泉山 三六君	佐野 廣君
反対者(青色票)氏名	二十九名
森中 守義君	鈴木 強君
相澤 重明君	松永 忠二君
大矢 正君	久保 等君
木下 友敬君	平林 剛君
横川 正市君	加瀬 完君
大和 与一君	矢嶋 三義君
荒木正三郎君	小林 孝平君
野溝 勝君	藤田藤太郎君
占部 秀男君	光村 甚助君
岡 三郎君	戸叶 武君
河合 義一君	片岡 文重君
高田なほ子君	曾根 益君
佐多 忠隆君	椿 繁夫君
千葉 信君	内村 清次君
山田 節男君	

○副議長(平井太郎君) 二時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十八分休憩

午後二時五十八分開議

○議長(松野平君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の議事を続けます。

これより順次質疑を許します。矢嶋三義君。

〔矢嶋三義君登壇、拍手〕

○矢嶋三義君 ただいま議題となりました二法律案に対し、私は日本社会党を代表して、岸総理以下閣僚各大臣に質疑を行わんとするものであります。

本件の内容は、歳出予算百五十九億八千九百九十九万、予算総額一千三百六十九億九千九百九十九万、総額約二十七億九千九百九十九万、総額約二十七億九千九百九十九万、定員二千八百八十二人増を含むものであります。

九日間におわたり、自民党会合約十五時間の実質審議を尽くした案件であります。しかるに、わが内閣委員会においては、去る二十八日に約三時間審議しただけで、ここに委員長の間報告を経て、直ちに本会議審議とされた結果、審議権を大幅に制約されることになり、しかも質問時間をわずかに十五分間に抑えられたのであります。

このごとき議院運営に対し、私はますます強く抗議するものであります。以下まず岸総理にお伺いします。第一にお伺いしたいことは、岸内閣が憲法制定当時の精神に立ち返ることを要請する点についてであります。憲法九条の解釈は、第一次吉田内閣当時の自

衛のための戦力保持否定から、鳩山、岸の歴代保守党内閣により逐次拡大解釈され、最近では、自衛のために、憲法上、小型核兵器さえ保有できるとまで拡大解釈され、自衛力の限界が不明確、無制限となりつつあることは、まさに平和憲法の精神をじゅうりんするものであり、行政の独走は断じて許すことができないのであります。本年度の防衛関係費は、国庫債務負担行為並びに繰越費を合算すれば、実に千七百六十二億五千九百九十九万の巨額になり、赤ん坊を含めて国民一人当り年額約千九百二十円となるのであります。

われが違憲予算と断じているところであります。さらに近く日米安保条約を相互防衛条約的なものに改定し、長期にわたる軍事的拘束を強化せんとしているのではありませんか。かかる行政の憲法拡大解釈、行政運用に義憤を感じた東京地方裁判所は、いわゆる伊達判決を下し、その違憲性を鋭く指摘したのであります。

岸総理は、このことについて、何をめぐらし、憲法尊重の施策転換をはかるべきと考えますが、その御意はありますか。私は強く要請を含めてお伺いをします。もし、あなたがこのあやまちを改めない場合において、将来あなたは、史家によって、岸総理みずから憲法をじゅうりんしたと、きわめて峻烈に批判されるでありませんか。

次に、駐留軍の不法行為によって身体生命に損害を受けた国民に対する損害賠償について、岸総理にお伺いします。御承知のごとく、平和条約十九条で損害賠償請求権を放棄したので、国に責任があり、主管大臣の答弁によれば、調査費四百萬円で七月末までに調

査を完了する予定ということでありますが、その後において補償立法と予算措置がなされるものと考えますが、御所見を求めます。

次に、現行自衛隊法においては、自衛隊の米駐留軍への協力関係にはおのずと限度があるが、安保条約の改定によって在日米軍に対する協力義務事項を入れるとすれば、現行自衛隊法の三

条を改定する必要を生ずると思うが、いかがでありますか。また米駐留軍に対する協力事項を条文にうたうというのに、全国民の悲願である核兵器国内持ち込み禁止事項をうたわず、単に協議事項に譲るといふことは、理解に苦しむところであり、総理は矛盾を感じられませんか。条約文中に明記するよう

に、重ねて総理並びに外務大臣に強く要求するとともに、御二方の所見を承わります。

次に、お伺いしたいことは、わが国に急迫不正の侵略が行われたときは、座して死滅を待つより敵誘導の基地をたたくことは可能と、岸総理は答えておられるが、その際、核兵器等の使用が許されるかどうか、明確にお答え願いたい。

また総理は、そのような危険があるからと言って平素から攻撃的な兵器を所有することは憲法で許されない、と発言されておられるのであるが、このことと矛盾しないかどうか。さらに、かりに、いくさには負けるとも、戦いに負けるとも核兵器は所有しない、と岸総理みずから答弁されたことと矛盾はしないかどうか、明確にこの際、解明をしていただきたいと思ひます。

次に科学技術関係について質問します。明年度の防衛庁研究開発費は約二

十億円、技術研究本部予算は約二百一億二千万円であり、文部本省の科学振興費はわずかに約二十四億三千万円であり、日本学術会議第二十八回総会は基礎科学白書を発表し、現状が顕著においては国際水準からわが国は脱落すると、警告を発しているの

であります。大学の設備の約五〇％は明治時代のものであり、その予算は米国の約三十五分の一であり、相当数のわが国の若い優秀な学生は、研究条件のよい外国に流出している状況であります。国力の充実に、国民の生活水準

向上のため、国の責任において長期計画を立て、研究費、研究要員、研究施設の確保をはかることが、わが国の国防政策の大前提でなければならぬと思ひます。現在のような防衛庁に対する投資は発展性がないと考えるものであります。総理のほか、この問題について文部大臣の御所見も合せお伺いします。

次に、学者、評論家、作家、詩人、俳優、仏教関係者など約四百五十人からなる日中文化関係懇談会は、去る十七日、岸総理に対し、日米安保条約改定並びに日中関係等について公開質問書を提出しているが、総理の御所見を求めます。

総理に対する質問の最後に、現在なお閣僚の一つを空席とし、その上、副総理を置かないために法案審議上都合を来たしているが、国会開会後できるだけ早い機会に内閣大改造を断行し、行政の責めを果す体制を整うべきだと思ひますが、このことについてお伺いしておきます。

さて質問を進めまして、外務大臣から次の諸点について答弁を求めます。

せとぎわ政策、巻き返し政策と、力の政策を推進したダレス氏が引退して、ハーター氏が国防長官に就任したことによって、外交路線は今後柔軟にかなり転換するのではないかと。従って安保条約の改定交渉は急がない方がよろしいと考えるが、外相の見解はいかがか。

一、安保条約の条約区域の表現は次の三つのいずれか、またその内容はどうか、お答えを願いたい。すなわち日本区域、日本国の領域、日本国の施政権の及ぶ範囲、この三つのうちのいずれか。またその内容はどうか。

一、沖縄、小笠原の施政権はいつ返還される見通しか、自信のあるところを述べられたい。

一、バンデンバーク決議の趣旨を条約中に織り込むと総理は言明したが、憲法違反にならないような表現で織り込み得る自信があるかどうか、具体的に説明をされたい。

一、行政協定二十四条、二十五条はもろろん、施設、労働、通関、出入国に關し改定交渉中とのことであるが、見通しはいかか。

一、調印時期の目途はいつごろに置いておられるのか、お答え願いたい。次は、主管大臣たる防衛庁長官に次の諸点について質問し、答弁を求めます。

一、本年度の予算編成の重点事項として、民生面への協力の推進とあるが、具体的内容いかん。自衛隊法第百条をいま一段と強化運用して、河底の浚渫、奥地の道路開発等、国土保全開発事業を断行する考えはないか。

昭和三十四年五月一日 参議院会議録第二十七号 防衛庁設置法の一部を改正する法律案外一件

として、兵器用として、攻撃用と非攻撃用のいずれを開発しているのか。また、測定用、運搬用のごとき一般用の開発はどうかしているか。陸上自衛隊のロケット実験隊を設けるといふが、どこに設け、その規模はどの程度にする考えか、お答えを願いたい。さらに、将来における戦闘機とミサイルの関係をいかに予見して業務計画を進められておられるか、お答えを願いたい。

一、原子核研究所の熊谷大教授は、防衛学教官より共同研究の申し入れを受けたので、その是非を日本学術会議原子力特別委員会に伺いを立てた結果、坂田特別委員長から、原子力基本法に抵触するので好ましくないとの結論を出されている。この事実を認めて、本壇上から釈明されたい。

一、昭和三十五年で終る第一次防衛計画は、残り陸上自衛官一万人、艦艇九千四百二十四トン、航空機二百三十三六機で目標を達する計画になっているが、なお明年年度において陸上自衛官一万人を増員する考えを持っているのかどうか。無用なことだと考える。さらに、三十六年から始まる第二次長期防衛整備計画を立案中とのことであるが、その概要を説明されたい。

一、制服自衛官で文官の業務をしている者がかなりあるが、すみやかに完全には正すべきである。さらに、行政管理庁から、医薬品、部分品等、過剰調達傾向ありと警告されているが、防衛庁としての反省はいか。

一、新主力戦闘機選定に際しての基準スケールを公表されたい。戦前と違つて、速度、高度、航続距離等の点以上に、火器の性能、ファイア・コン

トロール・システム等が重要なファクターとなると考える。いわゆる天川スケールは果して適正なものか。F-Xの問題は新しい角度から根本的に再検討すべきと思ふが、いか。

一、本年度約六十五億円を投じて各種艦艇を建造するようであるが、建造計画の目標は何か。航空機の発達で、艦艇の形、速力より、搭載する兵器の性能がより重要なものではないか。その意味において、警備艦の種類を少くし、掃海艇、魚雷艇のごときをふやすべきであると思ふが、長官の見解はどうか。

一、本年度対米援助期待額四百六十五億円の見通しはどうか。相当の減額がなされ、本年度の業務計画に支障を来たすのではないか。新主力戦闘機をかりに国内生産する場合、日米負担切半は見通しがついているのかどうか。さらに、防衛庁内においては最近再び陸海軍の対立が復活しつつあると聞くが、実情並びにその対策はどうか。

最後に、防衛庁長官並びに運輸大臣にお伺いをします。

一、飛行機乗員養成と救難対策は万全を尽すべきであると思ふが、具体策はいか。

一、世界はあげてジェット機時代にいらんとしているが、わが航空政策並びにその騒音対策はいかに考えているか、特に板付、羽田等に対する騒音対策はいか。

一、防衛大学が月手当三千六百円、保安大学の本科生が月手当約七千三百円を支給され、その上、衣服は貸与されているのに反し、唯一の航空大学である宮崎航空大学の学生は、手当もなく、授業料免除も寄宿舎もなく、毎月一万円余の学費を支弁している

が、これでは高度の適性と安全性は確保され得ないとともに、防衛大学並びに保安大学の学生と著しく差等があると思ひますが、わが国の今後の航空政策を考へるときに、優遇策を講ずる考へはないか。

以上をもつて私の質問を一応終りますが、答弁次第では再質問の権利を保留するものであります。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕
○国務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

第一に、憲法の精神を尊重すべしという御意見でございます。これは憲法を尊重すべきことは言うを待ちませせん。ただ、解釈の点につきまして、われわれがとっております解釈と矢嶋議員の御解釈との間に相違があることは、これは、はなはだ遺憾でありますけれども、これは決して憲法を尊重しないという意味ではございません。

第二に、駐留軍が与えた損害に対して補償の立法あるいは予算措置を講ずる用意があるかという御質問であります。これは御質問中にもありましたが、さらに、調査費を取りまして実態の調査中でございます。七月末に完了する予定でございますから、その完了を待つて適当に措置していきたい、かように考えております。

第三に、米駐留軍に対する協力の点から、自衛隊法の改正の必要があるのではないかと御質問であります。これは、私は、私どもはその必要は認めておりません。

第四に、核兵器の持ち込み等について、はつきりと条約に規定すべきだといふ御意見であります。この点に關しましては、委員会においてもお答え

を申し上げました通り、われわれは重要な装備、配備あるいは米軍の使用等の重要事項については事前に協議するといふことにいたしました。十分にその目的を達するつもりであります。

その次に、敵の攻撃を受けた場合に、ほかに方法のない場合には敵の基地をたたくこともあり得るという私の答弁に対しての御質問であります。言うまでもなく、このお尋ねの点は、私の答弁は純法律論として述べた問題でありまして、その場合に、しからばどういふ方法を講ずるかということについては、その場合の具体的条件を考へて決定されるものであることは言うを待ちませせん。私は、そういうことを前提として、あらかじめいろいろな手段を講ずるといふことは考へておりません。

また、核兵器をいかなる意味においても持たないといふことは、従来私が一貫して申し上げていることは少しも変わっておりません。

次に、基礎科学の研究の点について御意見並びに御質問でありましたが、御意見のように、この点については日本の立ちおくれを回復するようにしなすなうことは、私も全然同感であります。科学技術会議を設けて、長期にわたり総合的な一つの計画を立てて、これを強力に進めることによつて日本の科学技術を画期的に高めていきたい。これが国防上に必要ならばかりでなく、言うまでもなく、産業経済の面から申しましてきわめて重要であると考えております。

次に、日中文化協会の公開質問に対する御質問でありましたが、この点につきましては、安保条約の改定の問題については、かねて申し上げておりま

すように、われわれは、すでにこの改定の決意のもとにあらゆる検討を続け、これを變更する意思はございませんし、また、日中間の關係の調整については、私も現状を非常に遺憾として、これを調整したいという考え方を持っております。しかし、基本におきまして、いわゆる政治と經濟との關係におきましては、やはりこれは、今日の實情から言つて、わけて貿易、經濟の面は、これを打開し、調整して参りたい。そして積み重ねていくことによつて政治的な問題も解決したい、という従来の方針を持っておりますのであります。

次に、閣僚の欠員がある、従つて、国会後内閣の改造を断行しようという意味の御質問でありましたが、國務大臣に欠員がございまして、現在まだ補充の必要を認めておられないためにこういう事情にありますが、さらにこれを補充することは、適當な機会に補充したいと思つております。改造の問題につきましてもいろいろ御意見がございまして、今後の事情を十分考へて処置したい、かように考へております。(拍手)

○國務大臣(橋本龍伍君登壇、拍手) 文部省關係の科学研究費につきましては、御指摘のございました科学研究費二十四億のほかに、国立学校運営費四百四十六億の中に相当含んでおりますが、ただ、お話しございましたように、ことしもこの増額に骨を折りましたが、まだまだ十分でございまして、今後この充実の骨を折つて参りたいと存じます。ただいま總理からお話もございましたように、科学技術會議の重要な

課題といたしまして、基礎研究についての將來の拡充のプログラムを立てて参りたいと思つております。(拍手)

○國務大臣(藤山愛一郎君登壇、拍手) 手 答へ申します。ダレス長官が辭職されましたことは遺憾であります。ハーター長官が續きまして、特にアメリカの一般の政策について変るといふようなことは考えられないと思つて、ただ、ただいまお話しございましたように、ダレス長官とハーター長官とは、おのづからその人柄等につきましても、性格等につきましても違つておりますので、従つて、外交の手法上いろいろな柔軟性が出てくるような場合があり得ると考へておりますが、しかしながら、安保条約の改定というものは、今日、日本といたしまして、自主性を回復する上において必要なことであります。この改定交渉をやめようというような、あるいは延ばそうというような考へ方は持っておりません。

安保条約の適用地域につきましても、現在交渉を開始しておりますので、まだ最終的に何とも申し上げかねますけれども、私の考へ方としては、大体施政権の及んでおる所という表現が適當ではないかと考へております。バンデンバークの決議を安保条約に織り込むに当り、憲法に抵触しないようという御質問のようでありますが、バンデンバークの精神は、御承知のように、自分の国がそれぞれやうり自分の国を守るといふ立場、そういう立場をとっている国と国との間にこ

うした条約は適用されるものである、また同時に、そういう国々が侵略を受

けたときには、お互いに共同して考へていこうというような精神なのであります。バンデンバーク決議そのものの字句等を用いる必要は必ずしもないと考へております。従つて、抵触しないように織り込み得るのではないかと私も考へております。

それから次は、小笠原、沖縄の施政権の返還はいつごろの見通しかという御質問であります。われわれは、いま申し上げては、外交交渉をもちまして常時これらの点につきましてもアメリカと十分な接触をしながら、日本の希望をできるだけアメリカ側に伝えて今後とも参りたいと思つております。ただ、今、いつかというようなことは申し上げかねると思つております。

次に、行政協定二十四条、二十五条その他、施設、労働、通關等の改定等について話し合ひができておるかといふ御質問であります。われわれは、いま申し上げては、二十四条、二十五条以外の全条にわたつて検討を進めております。また、日本側の考へております点について事務的にはアメリカ側にも連絡をいたしておりますが、まだ最終的に話し合ひのついていないことは申し上げかねます。

条約改定がいつごろ条文化ができ、また、調印はいつを目標にしてやうであるのかという御質問であります。条約改定交渉に入りましては、一応の目標を立てて改定交渉を始めるといふことを私も申し上げておりました。しかし、いよいよ改定の交渉に入つておきますので、相手側との交渉の結果によつて、短期間にできる場合もあり、あるいは若干長期を要する場合もある

のであります。これは全く二者の交渉の経緯によることでありますから、いつかは申し上げかねると思つて、しかしながら、交渉を開始しております以上、できるだけ早い機会にこの交渉を妥結するよう最善の努力を尽して参りたい、こういうことでやつております。

なお、核兵器の禁止を条文中に置くかどうかといふ總理に対する御質問、関連して私にもあつたわけでありましたが、その点は、總理の御答弁に尽きておると思つております。(拍手)

○國務大臣(伊能繁次郎君登壇、拍手) 手 答へ申します。お尋ねの第一点は、本年度の民生協力に關する重点予算、なかんずく委託工事等、自衛隊法第百条に基づく工事等につきましても御承知のように、地区施設隊五、建設隊一を増設いたしました。これに對して、従来大休年周五億程度の国もしくは地方公共団体の土木あるいは通信工事を委託を受けて実施をいたしておりましたが、御指摘のように、今後これらの隊の増備によりまして、民間一般土木業者と業務の競合を来たさないように、その調和をとれる範囲においては、御指摘のような方向に考へておる次第でございまして、かやうに考へておる次第でございまして、

次の技術開発のGMの問題でございしますが、御承知のごとく、自衛隊の特性上、空対空、地対空並びに地対地の三種のミサイル等いずれも防衛用のものばかりを目標に目下研究をいたしておる次第でございまして、特に一般用、計器用のものにつきましても、

いろいろと目下研究を進めておるような状況でございまして、さらに戦闘機とミサイルとの將來の關係でございしますが、現在のところ御承知のように、F86F並びにF86D、さらに今後の次期戦闘機種の選定等の問題がございしますので、当面の問題としては、新機種の選定によつて防衛の航空上の安全を期したいと、かやうに考へておるが、さらに將來の問題としては、各國の情勢が逐次航空機から誘導兵器に変わりつつあるという状況にかんがみまして、当方としてもできるだけこの点については研究をして参りたい、かやうに考へておる次第でございまして、

またロケット実験隊につきましてもは、まだどこに設置をするかという点については、本年度の予算通過早々でございまして、實際の編成の地域を決定する段階に至つておりませんが、この点についても、技術研究本部で研究開発中のロケット実験を目的とする任務を持ったものでございまして、自衛官百四十五名をもつて編成をいたしておりまして、本部機構のほか、研究班、ロケット隊及び整備隊よりなるものでございしますが、具体的な場所をどこに設置するかという点については目下研究中でございまして、

次に、先般原子力基本法に基づきます東大核研究所と防衛研究所との關係におきまして、原子核特別委員会における年次報告の中で、坂田委員長から、東大原子核研究所より防大職員との共同研究について學術會議の意見を求められたので、芳はしくない旨の返事をいたしました、かやうな事実が明らかにされておりますが、この点につきましても

は、当防衛庁といたしましては、昨年の十月下旬に東大の原子核研究所から「核研電子シンクロトロン共同建設の参加について」という文書が防衛大に送付をせられまして、シンクロトロンの共同建設に關して防衛大にも参加するようにという勧誘があつたわけでございます。これに對しまして十一月二十五日の核研運営委員会では、防衛大の参加を検討した結果、見合せた方がよいということであると同時に、当方におきまして、この点については辞退する方がよろしいということ、先方からの申し出で對して当方も辞退をした、かような關係に相なつておるの、當方から申し出たという事実はございませんで、この点明確にいたしておきたいと存じます。

次に、来年度の防衛三カ年計画最終年度におきまして陸上自衛隊を現在の十七万から十八万に増備する問題についてのお尋ねでございますが、目下防衛庁としては、この問題は所定の計画通り進めて参りたい、こういう考え方をもちて検討をいたしておりますが、来年度の予算のことでございますので、ただいま明確にこの点を予算措置をとるといふことを言明いたしたかぬ次第でございますが、目下そういう意向をもつて検討中であると、かように御了承いただきたいと存じます。

次に、それに関連する第二次長期防衛計画の概要は、目下検討中である旨はすでにしほしは国会等において明らかにいたしたのでございますが、御承知のように第一次防衛計画は、これによつて日本の骨幹防衛力の編成が一応ととの。次の第二次防衛計画につきましても、でき得る限りの質的な、さいせん

御説明申し上げた次期戦闘機種を選定、さらにミサイル、ロケットの研究、対潜装備の問題等、質的な装備の充実を重点を置いて参りたいというところで、目下せつかく検討中でございます。ある程度成案を得つつある状態でございますので、いずれ発表のできる機会におきましては国会において明らかにしたい。かように考えておる次第でございます。

次に、行政管理庁より過剰調達の問題がある、かような御指摘でありましたが、過去においては、御指摘のごとく、防衛庁として各自衛隊に對する補給基準等の適正でなかつたもの、また在庫品の把握の不正確等のために過剰調達の実事のあつた点も、これはまことに遺憾でございますが、從來からの実績に基きまして補給基準等の実情を十分検討いたしまして、それに即応するように目下改めつつあり、在庫統制機能の強化、各地域における補給部等の組織の強化その他に努めておりますので、最近におきましては逐次改善されつつある。かような状態でございますので、なお、この点については、一そのの戒心を加えまして、在庫過剰あるいは補給基準の不適正化という点については防ぎたい。かように考えております。

なお、その問題に關しまして、御指摘のように自衛隊の自衛官が、その種の事業に従事しておることによつて相当な人員を所要いたしておりますので、本年度においては約九百名等、これらの部隊職員と一般職員との交代、増員による交代等によりまして、逐次自衛隊は自衛隊本来の業務に専念せし

むるといふ方向に目下努力中でございます。

次に、新機種の選定に關しまして御意見がございましたが、もちろん次期戦闘機種の問題につきましては、速度、上昇度、また操縦性、安全性、さらに国内における滑走路の適否、また御指摘のごとくファイア・コントロール等、各般の状況を検討いたしまして、目下昨年四月の決定以後の各般の事情、さらに關係各國の状況等をも参酌の上検討中でございます。これらにつきまして天川スケールというふうなお話がございますが、防衛庁として、天川氏の意見をこの問題について聴取、その他天川スケールと称するようなものによつて次期戦闘機種を検討を行なつたという事実はございせんので、その点も明らかにして参りたいと、かように存する次第であります。

次に、ドレーパー・ミッションの来朝によりまして、その後ドレーパー・ミッソン帰国後、全般的に各國に對する軍事供与の漸減の傾向というところが新聞等に公けにせられておりますが、日本もその影響を受けて逐次漸減せられる、ことに本年度のごときは相当漸減せられるのではないかと、かようなお話でございますが、本年度につきましては、大体四百六十五億円等を目標に軍事援助を受ける予定に相なつております。現在のところ各般の折衝を継続中でございますが、さしあたり特に日本に對して減少せられるというふうな事情は私ども聞いておりませんが、この点についてはもつぱら対米折衝によりまして万全を期したい、かように存しておる次第でございます。

またそれに関連しまして、最近防衛庁内部における海陸軍の部内的な、何か内部的な争いがあるのではないかと、かようなお尋ねでございますが、私共就任以來まだ三カ月余でございますが、それらの点につきましてさうな事実も聞いておりませんし、また今後もしやうな事実のないように十分戒心して、陸海空各軍の円満な調整について努力をして参りたい、かように存する次第でございます。

また航空機並びに飛行場地域における消音対策の問題についてのお尋ねでございますが、この点については、御指摘のごとく、将来の羽田、小牧あるいは伊丹等のジェット機の使用せられる飛行場等におきましては、相當な騒音も事実確認せられておりますので、現在防衛庁といたしましては米軍の基準にならしましてフォーンを計算し、その基準に達したものににつきましては、予算の範囲内においてそれぞれ民間その他に對して適當な施設をやります。この点は常に現実に騒音のフォーン自体を測定いたしまして上で、民間その他の希望に応じた防音装置、防音施設を設置したい、かように存しておる次第であります。

最後に、本年度は御指摘のごとく約六十五億の艦艇の建造をいたしておりまして、駆逐艦艇二隻、潜水艦二隻、駆逐艦艇三隻、その他二隻と相なつておりますが、当面最小限度の第一次防衛目標としての海上自衛隊の一応の艦艇体制の編成上、今日の計画を本年度、来年度はとらざるを得ませんが、将来におきましては御指摘のごとく、駆逐艦艇その他主として対潜装備の

問題について艦艇の方も極力改善を加え、また御指摘のような軽快な艦艇に對する十分なファイア・コントロール・システム、火器の装備もするということについても検討中でありまして、さしあたり現在の段階におきましては、最低の一応の艦艇整備をしなければならぬということで、三千トン前後の警備艦等を建造するのは、この数年の間はなんとにしても艦艇整備上やむを得ないと、かように存しておる次第でございます。以上。

〔國務大臣重宗雄三君答覆、拍手〕
○國務大臣(重宗雄三君) ジェット民間航空時代に備へまして、明年五月以降ジェット機を入手して主たる航空路に運航せしめる方針のもとに、すでに手配を了しまして準備を整えておる次第でございます。

騒音と申しまするか、こうした民間用ジェット機の騒音につきましては、消音装置というものの研究、運航方式の規制によりまして、相当これは防ぎ得るものと考えられるのであります。が、しかし今後の飛行場周辺の騒音問題は決して軽視すべきではないので、關係機關を動員いたしまして調査を行い、具體的対策を講ずることにいたしたいと存じております。なお騒音につきましては防衛庁長官からもお話がございましたが、板付の騒音につきましては米軍のジェット機によるものであります。従来調達庁において処置を講じておる次第でございます。

航空大学は、防衛大学や海上保安大学のごとき政府職員養成修習機關ではないので、性格的には一般の国立大学とともに民間等一般の需要に應ずるためのものでありますので、従つて

授業料も国立大学並みに徴収いたしてあります。航空事業の重要性にかんがみまして政府はこの大学に多額の養成費を負担してはおります。なお宿舎その他の待遇につきましては、現在までのところ未整備であります。逐次この状態は改善に努める所存でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 森中守義君。

「森中守義君登壇、拍手」

○森中守義君 私はただいま議題となりました防衛二法案に対しまして、日本社会党を代表して質問を行わんとするものであります。由來この種の質問はどのように本会議で行うべきものでなくして、法案を委員会審査する際に十二分に意見を尽くすよう行ふのが当然と私は心得ておる次第である。にもかかわらず、かような状態の中で質問を行わざるを得ないことをはなはだ遺憾に存する次第であります。永岡内閣委員長及び僚友矢嶋議員と同様に、強く不満の意を表明して質問に入りたいと思ひます。(拍手)

私は主として岸総理に質問を行わんとするものであります。総理は、事実を仮定のものとしたり、あるいは真実を虚偽のものとしたりして、いやしくも、国会を通じて国民を欺くがごときことのないよう、率直にして誠意ある答弁を求めてやまない次第であります。

私は、まず、岸総理が、国防の根本において償いがたいあやまちを犯しつつありはしないかという点についてたゞしたのであります。それには現代と将来を通じて、国民が断じて忘却することのできない、昭和十六年十二月

八日、岸総理が、時の東条内閣の商工大臣として台閣に列し、米英討つべしとして宣戦の大詔に連署されたときの事実を、今ここに想起されることが最も肝要であると思ひます。すなわち、元東条英機陸軍大将と商工大臣岸信介氏は、この戦いを正当防衛のための戦いとし、国際正義のための戦いとして、戦争を計画遂行されたのであります。しかるに、その結果もたらされた敗戦は、単に極東軍事裁判によらずとも、わが国民みずから、総理東条英機陸軍大将、商工大臣岸信介氏の正当防衛のための戦い、国際正義のための戦いは、商工大臣岸信介氏の手によって行われた憲兵政治、特高政治など、陰惨をきわめた国内政治の環境や社会環境にありました自由な国民に対する、超国家主義理念に立つ誤った指導というよりも、民族への償いがたい反逆であつたことは、その標榜した戦争の目的が、実はアジア征服の野望にとどまらず、世界制覇の無謀にして不遜な侵略を目標にしたおそれき理不尽な暴行にあつたことを、今や明々白々のもとに国民は感じ取つておるからであります。かくいたしまして、断罪万死に値する、かの日の戦犯商工大臣岸信介氏が、時変つて今日印綬を帯び、その自身にとつては、天下を取りとする無上の優越感に陶酔しておいでになるようでありまして、九千三百万国民は、戦犯商工大臣等のために、子を、兄を、弟を、夫を奪われ、家を、蓄財を失ひ、その慨嘆いまだとらぬ現在、たとえ、それが今日、岸総理の言われるような防衛、自衛のためであると仮定するといいたしても、再び戦争行為をたんに積み上

げていく岸総理に、戦犯たる過去を持つ者の心境を、まず私は、当時のことを回想していただきながら心境をお漏らしたきたいのであります。同時にまた、今日、岸総理が、防衛、自衛のためとする国防の充実は、あの日の迷夢に酔われた正当防衛と国際正義とに全く類似したものと思はれないのか。これもまた、戦犯の過去を持つ岸総理の良心をゆり動かして第二に伺いたいのであります。

私は、国防の基本は、兵員や兵器によらず、国内の産業の開発、経済基盤の確立、すなわち、民生の安定と向上をはかり、平和国家の繁栄を第一義とし、国民外交を展開し、通商はもとより片寄らず、進んで、諸外国の軍備拡張競争より軍備の完全消滅への努力を平和愛好の諸国とともに進めることが、わが国の防衛のたゞ一つの理想にして現実であり、それが新憲法の命ずる民族の誇り高き使命であることも、防衛の基本であると思ふものであります。ここに、岸総理のなしくずし憲法改悪、なしくずし再軍備をおそれますがゆえに、岸総理が有する憲法の解釈及び将来にわたる憲法の取扱、また防衛の基本政策及び具体的な防衛計画につきまして、その全貌を事ここまかにここに明らかにされたいのであります。

次に岸総理にたゞしたい点は、防衛、自衛の目的についてであります。私は、率直に申し上げて、岸総理が求むるわが国の防衛、自衛の正体は、米国の意思に従ひ、米国によつて強制される、米国の極東軍事力の第一線軍としての役割を果していることは、日米安全保障条約がこれを雄弁に立証していると

ころであります。なぜに、わが国が米国ののみ表裏一体ならざるを得ないのか。経済の自立、外交の自主性を堅持し、国際場裏に独自の立場で臨み得ないのか。むしろ、それを強く推進するところこそ日本の将来に希望を持つものであります。米国の従属関係はこの際明らかにされたいと思ふのであります。ちなみに、また、わが国が外国の急迫不正の攻撃を受ける条件が一体どこに存すると総理は思われるのか。それを具体的に伺ふか。また、どこにこの国によつてその可能性が発生し得ると総理は思われるのか。それをも具体的に承知したいのであります。

私は、わが国が不必要な防備を固めたり、全破損兵器を保持することに、かえつて危険が増大はしても、平和産業の促進と世界平和に寄与する方針を堅持し、そのことを着実に守る限りにおいて、断じていかなる国がいかなる時においても、平和提携の手こそ差し伸べるとしましても、武力の侵攻など当然考え得られないものであることを確信するものであります。い

わんや、米国の使い古した飛行機や艦艇や兵器などを押しつけてきて、むやみに、わが国が兵員を増強していくことは、高度な軍事科学による近代戦において一体何の役に立つと総理はお思いであるのか。まことにこの姿こそオイチニのチョンマゲであつて、後世にその無能愚策をとどめるものと言わざるを得ません。(その通り)と呼ぶ者あり)すなわち、岸総理の求むるわが国の自衛とは、よつてくる各般の事情から判断するとき、明らかに極東における共産ブロックの軍事勢力に対抗

する米国の軍事勢力の一環としてその任務を果すものと思ふのであります。が、これを総理は肯定されるか。また、そのことを肯定するならば、その意図は那辺にあるのか。ここでも総理の所見をたゞしておきたいのであります。

また、これらを考えるとき、極東における両陣営の軍備拡張強化に伴ひ、米国の岸総理に対し、さらにわが国軍備の増大を強制することが十分予見されるのであります。その結果は、わが国にとつて、わが国民にとつて断じて好ましい結果はもたらさないと思ふのであります。よつてこの際、不幸と

大事を招来せぬ前に、わが国の防衛の方針を変更される意思はないか、たゞしておきたいと思ふのであります。すなわち、国連による集団安全保障の方式をとるとともに、日米安全保障条約の改定より廢棄に決心をすべきではないかと思ひます。あるいは日米安全保障条約と中ソ同盟条約の対比的勢力争いをすみやかに脱皮し、日米・中ソの、あるいはアジア全域の安全保障条約、または同盟条約の締結は考えに

ならないのか。将来、アジア防衛条約機構への加盟を米国の強制をしてくるでありましようが、これを総理は拒否し得られるか。さらに、これら諸国との核兵器を含む非武装共同宣言を行うことが、むしろわが国の安全を保つ道であると思ひますが、これを実行し得られる自信があるかを伺いたしたのであります。また、日米安全保障条約の中に、真に、憲法上の正当な解釈からして、核兵器はいかなるものも保持し得ないこと、また、国会における非核武装決議に政府が忠実であるとするなら

ば、この際、安全保障条約に明記する必要があると思うが、その意思を總理はお持ちであるかどうかを承わっておきたいと思ひます。

これは、戦犯の過去を持つ岸總理が民主政治家として再出発したと言明したことを裏づけるものであり、また、わが國總理として当然とすべき道であると思ひますので、以上の諸点に対する岸總理の明快なる御答弁をお願いしたいと思ひます。

また、岸總理にただしい次の問題は、なしくずし憲法改悪、なしくずし再軍備と、米國の対日政策に対するわが國民の感情について、どう判断をされてゐるかについてであります。今日、國民は、憲法改悪の發議で手続上なし得ない状況下にあるために、やや安定感を辛うじて保っており、この限りに於いて欣快にたえないところでありますが、やはりその心底には、岸總理が、過日、外人記者プラウソンの問答で明らかに公言されたごとく、折あらば、時来たならば、いな、その折とすの時を、いかなる手段や方法をもつてしてもみずから作らんとする岸總理に、異常な関心と注目をしてゐることは、疑いなき事実であります。その折とその時を一日も早からしめることが、私は、岸總理がかかるすべての政治生命でもあり、かつ、それが米國に岸總理が支援され、助力を得るたゞ一つの約束でもあると思ひるのであります。この事実を直視する國民は、岸内閣の内外外交の自主性につき疑惑と不満を持ち、その声が、今日、民族の独立と自由を確立する一大潮流となつておるのであります。この國民の声を總理はどのように受け取り、どのようにに

すべきだと思ひになつてゐるか、お伺ひしたいと思ひます。私は、岸總理がこれを否定されるならば、さきに國會が行なつた非核武装決議を、近々の外遊を好機として、諸外國においてこれを宣言し、その宣言をしていよいよ實現せしむるために、外交政策の中に強力な推進をはかるべきだと思ひますが、その意思と用意が總理に期待できるものか、答弁を求めてやみません。

さらにまた、國民は、独禁法、集會排除法、警備法、労働関係諸法、放送法、教育関係諸法の改悪や制定、陰謀な軍機保護法、防諜法、農地購買取締調査会法の制定を考慮するなど、もはや新憲法は、各種の立法または法改悪によつて事実上骨抜きにされ、知らぬ間に違憲の数々を累積して残し、國論は岸反動政策としてこれに攻撃を加えておられますが、これら数々の違憲行為をこの際改める意思は岸總理にあるかないかを、明確にお答えいただきたいと思ひます。

同時に、これら違憲よりはるかに忍びがたい罪惡は、日米安全保障条約によつて結ばれた日米行政協定でありましたが、たとえば、砂川事件のごとき、自治法の条項と精神をじゅうりんし、地方自治権を日米行政協定の名のもとに侵犯をしたり、あるいは、農夫や学生が、ジラード、ロングブリー等によつて射殺された事件など、この行政協定は、わが國民にとつて死の宣告をもたらした協定であり、しかも、この協定は、わが國、國權の最高機關である國會によつて制定された法律以上の権能を有せしむるに至りましては、岸總理の責任こそ、断固として糾弾すべきものでありまして、洞喝と、威嚇と、懷柔と、恩恵と、分断に終始したダレス対日政策に対するわが國民の反感と、これに盲従した岸外交の無定見さへの非難が、ようやく高まつて参りました。これら反米感情の高まりは、おおいに隨うことはできません。日米兩國國民にとつて不幸この上もないことと言わねばなりません。

よつてこの際、岸總理は、日米行政協定を日米安全保障条約とともに廃棄することこそ必要であると思ひのであります。また、いたゞちに、現在のまま防衛政策が進展を遂げていくとしますならば、やがて、わが國家予算に占める軍事予算は、僅に二千億台にも進むでございましょうし、二千五百億、三千億にはな上つていくことは當然でありまして、反面、民生の安定は遂に失われ、諸般の國家施策は軍國化し、やがては新軍閥の台頭を許すことになり、徴兵制度の実施も必至であると思ひのであります。私は、しばしば述べたごとく、わが國の防衛は、武力によつて行へばききものでなく、國內における産業經濟の基盤の確立、民生の安定、平和外交の推進によつて必ずなすべしと思ひのであります。もちろん、戦後における國際間の民主主義は、作爲的東西南の緊張を必ず解くべき時期が到来することを、互いに政治に責任を持たんとする者は知るべきであります。私は、かかる観点から、徴兵制度の実施や新軍閥の台頭を助長せしめないための政策実行を確約ができるかどうか、岸總理の心魂を何つて、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

(國務大臣岸信介君登壇、拍手)

○國務大臣(岸信介君) いろいろな点について、むしろ、私に對する御非難を中心としての御質問でありました。が、言うまでもなく、新舊の憲法は、根本において、私が申し上げるまでもなく、違つておるのであります。従つて、私どもが自衛のために必要な最小限度の實力を持つということは、戦前における日本が國際社會の列強の一として軍備競争をしてゐたといふことは、全然根本において違つてゐるのであります。従つて、私どもが、日本の安全保障のために、また、憲法が認めておる自衛権を裏づける最小必要限度の實力を持つといふ、この考え方は、戦前の陸海空の日本の國軍を充實した考えとは全然違つておられますし、また、その行動につきましても、これは、はつきり新憲法において、われわれの自衛権の發動といふものは嚴格に制限をされておるのであります。従つて、過去におけるわれわれが経験したようなことが再び起るといふようなことは、これは絶対にあり得べからざることであり、私どもは、そういうことがあり得るとは毛頭考へておらないのであります。この点は十分一つ御了承いただきたいと思ひます。國防の基本方針にいたしましても、決してわれわれは、他からわれわれの獨立を侵害されることがない限りは安全を侵されるということがない限りにおきましては、われわれが進んでどうするといふことのあり得べからざることは、これは言うを得ないものであります。従つて、われわれがきめております國防の基本方針として、国力、國情に應じて漸増して、そして日本の國土の安全あるいは民族の安泰といふことを守るといふこと

は、これは非常に制約されておるものであることは言うを待たないのであります。そして、それがお説によりますといふと、米軍の一つの世界侵略の一部になつて、米國に從属してゐるものだといふふうな御意見であります。が、私どもは、この自衛隊の問題あるいは自衛権の問題といふことは、言うまでもなく自主獨立に考へておるのであります。しかし現在の國際情勢の上から申しまして、自國の力だけでいかなる侵略に對してもこれを守り得るといふような國はないのであります。従つてこれを、國の安全をわれわれが希求する以上は、いかなることがあつても他から侵略されなければならぬ。こゝろの意味において日米の間の安保条約ができましたことも御承知の通りであります。われわれはその考えに立つておるのであります。われわれがこの場合におきまして、どこから侵略をされるおそれがあり、どこから軍隊なりあるいは軍備に對抗して日本の軍備を作つていくといふような考へ方は、全然持つておらないのであります。戦前においては、やはり先ほど申し上げてゐるやうに、日本自身が列強の一として軍備競争をこれらの國々やつて、そして劣らないものを持とう。そして陸軍はどこ、海軍はどこといふものを一つの目標に置いて、仮裝敵國といふ言葉でもつて、それに劣らない武力を持つつといふような考へでありましたけれども、われわれはそんなことを考へていない。他から侵略されない限りわれわれは全然安全である。ただ、現在の國際情勢を見ますといふと、各地に

九〇三

おいて不慮のいろいろな事態が起つておる。こういうことに対して、国民が不安を感じ、安泰を願うという意味から、やはり他から侵略されないんだという安心感を持つための必要の措置を講じておるわけでありませう。また自衛隊の現状からいって、これを、全然そういうものをやつたて無意味じゃないうか、あるいは共産圏等から強力な侵害があつた場合には全然無力じゃないかというふうな御議論のようでありましたが、これは私どもはそう思わないのでありまして、必ずしも、具体的に某々国が日本を侵略しようということを考えているということをおわれわれは念頭に置いておるわけじゃないのでありますけれども、しかし今日の世界の情勢から見ても、不幸にして日本が他から侵略されるというふうな場合においては、もちろんできるだけわれわれの力で日本の祖国を守る。しかし、さらに大きく、世界のやはり平和を愛好するところの国々の正義とその公正に信頼して、そうしてあるいは国連なり、あるいはそういう大きな力でもってそれがおさまる。しかし、われわれとしては、そういう急迫な事態が起つた場合においては、みずからの力でこれは排除していかうというものが、われわれは今日としては当然考えなければならぬことと思ひます。

また、安保条約の廃棄、アジアにおけるところの中を含まれたところの一つの安全保障体制というものを考えないかというお話でありましたが、これもしばしばお答え申し上げましたように、私どもは、やはり現状に即して、安保条約を基礎に日本の安全をはかつていく、しかしながら、また理想としては、あくまでも国連を中心として東西の両陣営の対立緊張を緩和していき、これに努力していくということをお考えなければなりませんし、恒久的な平和の意味から言つて、国連に集団的な一つの防衛安全保障機構ができるといふことに今後といえども努力すべきものであると思ひます。

それから、アジアの防衛、アメリカを中心にしておるところの防衛条約に日本が加盟を要求されるだういふようなお話もありましたが、たとえそういうことがありましたが、これは拒否すべきことは当然でありまして、日本の憲法上そういうものに加盟すべきものでないことは言うを待たないと思ひます。

それから非核武装地帯の問題についての御意見でありましたが、これはもちろん、外遊の際にそういうことを声明する用意があるかというお話であります。私は、こういう非核武装の地帯を作るといふような考え方も世界の一部にはあるやうであります。現実にはなかなか実現を見ておりません。また、大規模兵器そのものの禁止という根本の問題であるいは軍備の制限といふような問題が、まだまだ国際の現状から言つて実現に遠いのでありますけれども、われわれはやはりそこに向つて一つの理想を持つ努力を続けていかなければならない、こういうのが、われわれの平和外交の中心の考え方でございます。

それから憲法改正の問題について、なしくずし云々といふようなお話がありました。そういうことは私は考へておらないのでございまして、憲法の問題については、根本的に一つ有識者の検討を願ふ意味において、憲法調査会を設けて、あらゆる点から調査検討をいたしてあります。その結論を得て初めて改正の要があるかないかという議論をすべきものであると、かように思つております。

それから徴兵制度及び軍国主義の復活の点についてのお尋ねでありましたが、私も徴兵制度を作る考へは持つておりませんし、軍国主義の復興なんといふことは毛頭考へていませんし、またそういうことがあつてはならぬと思ひます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 斎藤昇君外一名から、成規の賛成者を得て、質疑終局の動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願ひます。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

[議場閉鎖]	
[参事氏名を点呼]	
[投票執行]	
○議長(松野鶴平君) すみやかに御投票を願ひます。……すみやかに御投票を願ひます。……すみやかに御投票を願ひます。	
阿部竹松君及び河合義一君から、歩行困難のため、投票を参事に委託したいとの申し出がございました。これを許可いたします。	
すみやかに御投票を願ひます。……すみやかに御投票を願ひます。……すみやかに御投票を願ひます。	
だいま行われております投票につきましては、自後十分間に制限いたしました。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票を願ひます。……すみやかに御投票を願ひます。……すみやかに御投票を願ひます。	
制限時間が近まつて参ります。すみやかに御投票を願ひます。……制限時間に近まりました。すみやかに御投票を願ひます。……すみやかに御投票を願ひます。……制限時間に達しました。	
投票箱閉鎖。	
[投票箱閉鎖]	
○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。	
[議場閉鎖]	
[参事投票を計算]	
○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。	
賛成者(白色票)氏名 九十二名	
山本 利寿君	成田 一郎君
松平 勇雄君	武藤 常介君
野田 俊作君	田中 啓一君
常岡 一郎君	西川 甚五郎君
堀 末治君	谷口 弥三郎君
新谷 寅三郎君	紅 露 みつ君
杉山 昌作君	田村 文吉君
石黒 忠篤君	笹森 順造君
松野 孝一君	西田 信一君
堀本 宜實君	鈴木 万平君
大谷 勝之助君	稲浦 鹿蔵君
吉江 勝保君	江藤 智君
三木 與吉郎君	青柳 秀夫君
雨森 常夫君	川口 爲之助君
後藤 義隆君	館 哲二君
山本 米治君	榊原 亨君
船木 亨弘君	大谷 賛雄君
田中 茂徳君	有馬 英二君
大谷 登潤君	苜 米地英俊君
近藤 鶴代君	小柳 牧衛君
井上 清一君	小林 武治君
斎藤 昇君	小山 邦太郎君
木暮 武太夫君	石坂 豊一君
廣瀬 久忠君	西郷 吉之助君
植竹 春彦君	草葉 隆圓君
高橋 進太郎君	大野 木秀次郎君

九〇五

黒川 武雄君	野村吉三郎君	長谷部ひろ君	占部 秀男君	○副議長(平井太郎君) これより開票 いたします。投票を参事に計算させま す。議場の開鎖を命じます。	反対者(青色票)氏名	八十一名
寺尾 豊君	松村 秀逸君	千田 正君	光村 基助君	【議長開鎖】	山本 利寿君	松平 勇雄君
木島 虎藏君	柴田 栄君	岡 三郎君	水岡 光治君	【参事投票を計算】	武藤 常介君	野田 俊作君
大沢 雄一君	平島 敏夫君	小酒井義男君	戸叶 武君	○副議長(平井太郎君) 投票の結果を 報告いたします。	松岡 平市君	田中 啓一君
勝保 稔君	中野 文門君	河合 義一君	阿部 竹松君	投票総数 百十七票	常岡 一郎君	谷口弥三郎君
重政 庸徳君	西岡 ハル君	高田なほ子君	曾根 益君	白色票 三十六票	新谷寅三郎君	木内 四郎君
横山 フク君	土田國太郎君	重盛 壽治君	佐多 忠隆君	青色票 八十一票	紅霞 みつ君	仲原 善一君
前田佳都男君	伊能 芳雄君	椿 繁夫君	山田 節男君	よって本動議は否決せられました。	西田 信一君	堀本 宜實君
宮田 重文君	中山 福蔵君	三木 治朗君		賛成者(白色票)氏名 三十六名	鈴木 万平君	大谷藤之助君
上林 忠次君	古池 信三君			川口爲之助君	稲浦 鹿蔵君	吉江 勝保君
迫水 久常君	小澤久太郎君			鈴木 強君	江藤 智君	三木與吉郎君
関根 久蔵君	野本 品吉君			山口爲之助君	青柳 秀夫君	雨森 常夫君
秋山俊一郎君	上原 正吉君			鈴木 強君	後藤 義隆君	館 哲二君
安井 謙君	伊能繁次郎君			松永 忠二君	河野 謙三君	山本 米治君
石原幹市郎君	鹿島守之助君			木下 友敬君	神原 亨君	剣木 亨弘君
杉原 荒太君	下條 康麿君			横川 正市君	大谷 實雄君	田中 茂穂君
吉野 信次君	郡 祐一君			大和 与一君	有馬 英二君	大谷 登潤君
津島 壽一君	堀木 鎌三君			相馬 助治君	苦米地英俊君	近藤 鶴代君
木村篤太郎君	青木 一男君			江田 三郎君	小柳 牧衛君	井上 清一君
泉山 三六君	佐野 廣君			荒木正三郎君	小林 武治君	斎藤 昇君
反対者(青色票)氏名 四十一名				藤原 道子君	小山邦太郎君	太暮武太夫君
森中 守義君	鈴木 強君			棚橋 小虎君	石坂 豊一君	廣瀬 久忠君
相澤 重明君	松永 忠二君			藤田藤太郎君	西郷吉之助君	植竹 春彦君
大矢 正君	木下 友敬君			占部 秀男君	草葉 隆圓君	高橋進太郎君
平林 剛君	横川 正市君			岡 三郎君	大野木秀次郎君	黒川 武雄君
加瀬 完君	成瀬 幡治君			戸叶 武君	野村吉三郎君	寺尾 豊君
大和 与一君	矢嶋 三義君			阿部 竹松君	松村 秀逸君	木島 虎藏君
相馬 助治君	小笠原三三男君			佐多 忠隆君	柴田 栄君	大沢 雄一君
江田 三郎君	天田 勝正君			千葉 信君	平島 敏夫君	勝保 稔君
荒木正三郎君	小林 孝平君				中野 文門君	重政 庸徳君
藤原 道子君	加藤シヅエ君				西岡 ハル君	前田佳都男君
棚橋 小虎君	栗山 良夫君				伊能 芳雄君	宮田 重文君
藤田藤太郎君	岩間 正男君				古池 信三君	迫水 久常君

のであります。ことに、自民党総裁としての岸首相みずから陣頭に立ち、目にあまる違反行為が乱舞したと言つても過言ではないと思ひます。その証拠に、去る二十八日の参議院内閣委員会での点が指摘され、総理は遺憾の意を表明し、今後これらを行わないことを誓つてゐるのであります。悪質なものは、個人の私生活の有無を問はず、同情的に宣伝するほか、発行人の責任が明らかとされない怪文書が乱れ飛び、個人の人格を無視する行為、例によつて巨額の金品が消費せられたことは、今までに比類のないものが公然と行われておつたと言われております。これらの裏には、醜い利権の問題、情実関係、選挙ボス、選挙ブローカーが横行し、以前のどの選挙より悪質であつたと、取締り当局は指摘をいたしておるのであります。かくのごとく、法定費用の制限などをしり目に、しかも、国民の前に公然と無遠慮に選挙戦が行われ、全くの物量選挙が行われたといふことは、これは取りもなおさず、政治家の良心を腐らし、政治の腐敗をますます助長することは明らかであります。かかる結果を招いた責任は岸内閣にあるといふことは、これは言を待たません。(拍手)今回の場合も、皇太子の御成婚を口実にして、ぬけぬけと選挙違反を特赦の対象となし、この事の意外さに国民はあせんとしたしたのであります。政府が平生最も戒めております法治国における法の輕視が、むしろこれら政治権力の座にある指導的ス

トップによつて奨励されたごとくに なつたといふことは、まことに遺憾であると言わなければなりません。勝てば官軍といふことは、このようなことでありましよう。知らぬ間に日本の民主主義を破壊し、選挙の腐敗は、政治の腐敗を起し、やがて日本の根の浅い民主主義は、これらの指導者の手によつて破壊されることは明らかだと指摘されておるのであります。この破壊者の先頭に岸総理みずから旗を振つてゐる事実が歴然であることは、まさに権力と金力の政治家と、そのみずから率ゐる党の中から、みずから内閣を組織する総理大臣の席にありながら、その内部から反対され、総裁選挙に決戦をいどまれたにふさわしい評価であつたと思ひのであります。結果から見ても、これは明らかに、国民の前に、これを政府みずから肯定したといふことになつたと思ひのであります。法治国において法を無視する徒輩であつて、みずから権力の座にいらながらこれを行ふものこそ、最もにくむべきものと言わなくてはなりません。

最近の胸のすく思ひをしたものの中に、砂川の判決があります。伊達裁判長は、政府のなしくずし再軍備の既成事実にとらわれることなく、政治的配慮にとらわれず、憲法第七十六条が要求するように、良心に従つて判決を下したことにあると思ひのであります。自衛隊は、政府が米国の圧力に屈し、そのしりぬぐいを多数の力にものを言わせて国民に押しつけたものである。

警察予備隊の創設以来の保安隊、自衛隊は、連憲性を随して、憲法改正をめぐりつつ、その実現が期待できないといふことを知つて、これを強引にしないくずしをして、現在に至つておるのであります。ことに伊達判決は、その内容としては、事新しい事実として国民の前に表明されたものではないのであります。なぜならば、第二十二国会において、参議院の予算委員会で行われ、また鳩山首相の答弁が、その趣旨を明らかにいたしておられます。その首相の説明をここに御披露いたしますと、「私がどうしても憲法を改正したいと思ひましたのは、憲法第九条であります。また、アメリカがこれを押しつけるにいて最も重点を置いたところの憲法も第九条であつたと思ひのであります。あの九条は、確かに日本が軍隊、防衛力を持つてはいけないという趣旨でできたものであります。これは、前文だの後文だのを見れば、あの九条の趣旨は明瞭であります。一国が国の形をなして防衛力を持つていないといふことは、あるべきはずのものではないのであります。」と、憲法改正のないうままに防衛力を持つことの限界を明確にし、その改正の意思を表明してゐるのであります。しかるに岸総理は、憲法改正を絶対的必要と知りながら、これを行ふことが国民の世論上おもしろくないとして、どうにも理解することができない防衛論を作り上げ、警察予備隊から保安隊の上に自衛隊を積み上げ、さらにこれを補充強化

せんとしてゐるのであります。その最も大きな間違いは、最近国会で論ぜられた核論議の中に明らかであります。ことに、核武装の決議を行ふ際に見られた総理の心境は、内心はおそろべき軍国主義者の片りんをのぞかせつつ、欺瞞に終始したものだと言へるのであります。ことに、岸総理の国会答弁の内容を見るに、その自信のなさ、また、たびたびその答弁に窮して衆議する等、私は、これらは、その不用意さがまさに国民の前に明らかにされたといふことが言へると思ひます。また、「極東における国際の平和と安全に寄与するために、在日米軍が核兵器を持つことが必要だと言つてきても、お断わりするといふことになると思ひますが、間違ひがありませんか。」という質問に対し、「さうに考えております。」と答弁しながら、すぐそのあとに、「核兵器と名がつき、原子兵器と名がつくものは、すべて憲法違反か。」と言ふと、「さういふわけにはいかないだらう。いろいろ核兵器といふものも発達した道程にあるから、いやしくもさういふ名が冠せられるならばことごとく憲法違反だと言ふことは、適當でないと思ひます。」と答へてゐる。防衛を主として、直接間接の侵略に備えられたいという自衛隊が、四つの島に稠密に居住してゐる中で、核兵器のいづれかの弾頭が炸裂することがあつても、それは憲法違反にならないといふがごとく考へ方が、平和宣言をなした日本で考えられていかうか。私は、明らかに

これは違反をいたしておると思ひのであります。(拍手)言葉の調子のよしあしやら、あるいは軽い意味で、その問題が、あるいはその行為の結果がどのような悲惨を生ずるか、これを払拭することはできません。その影響の大きなを知る者にとっては聞き流しのできない問題であります。きわめて重大な問題であることは、現在議論の問題であるが、将来そのことが起つた事態に処して、この解釈が適用することとなれば、どんな兵器でも防衛の名のもとに所有することを意味するのであるから、これを承認することはできないのであります。また総理は、現在あるところの原水爆のごときのもの、もしくは多くの核兵器と言はれてゐるところのものについては、多分に攻撃的な意味を持つてゐるから、さういふものは憲法に違反するから持ち込みはできないものと解釈すると、政府の統一解釈をもつて説明しておるのであります。ところが、その舌の根のかわかぬうちに、防衛的兵器なりとするならば、これは核弾頭を装置しても、いわゆる防衛的な核兵器として、憲法上持つてはならぬといふ禁止された兵器には入らないだらうと言つております。憲法は政治的の時の権力が勝手に解釈をしてこれを行ふこととなれば、まさにこれは多数による暴力でなくて何でしよう。また民主主義を破壊する全体主義者か、あるいは専制帝国主義者といわれ

法はその国の主権を前提とするものであつて、独立国が自国の領土内に主権を行使することのできない地域があることは、国家の及ぼす主権と抵触すると思ひます。日本国の憲法が米國に押しつけられたものとし、卑下する岸線理が、この憲法の記念行事にも出席せず、これを軽んずることは、許さるべきことではないと思ひます。しかるにこれが平然と行われ、しかも憲法をじゃま者のごとくに寸断し、政府みずからの手によつて違反を行わしめてゐる。これで日本国の繁榮は期せられぬ。核論議の中に見られた為政者の考えはあいまいであり、いかげんであつて、われわれ国民の一員としても理解しがたいところでありました。近代兵器の進歩は、その攻撃性や破壊性において日に増大をし、強化されてくるのであります。これがその過程において後退するがごときことは望めるものではないのであります。また防衛とか防護がいかに完備しても、これは、しよせん人間社会の悲劇を防ぎ切れるものではないと思ひます。これらの非人間的な殘虐な兵器が、惡魔の使いでこそあれ、福音とはならない。その力を持つことが、人間社会にとつて何を意味するかは明確であると思ひます。まして日本においてであります。近代的に兵器がいかに進歩しても、またその差異や大小の形によつて、安全性が期待できるものではないのであります。かかる非人間的殘虐兵器の所有の可否について明確さを欠くのは、何と言つても、その底に流れる

ものに対して、われわれは強い疑惑を持ち、そして強く反対しなければならぬと思ひます。このことを鮮明にし、平和国家を名実ともに整備し、そして平和宣言をして、その平和宣言のもとに、日本の國の繁榮を、これを願う国民の聲に、政府は、私は責任をもつてこたえなければならぬと思ひます。

また防衛庁発足以来、防衛庁に対する世論はきわめて不情であります。たとへば、このままの形では、かりに直接間接の侵略があつたとしても、かつての國軍の末期にも見られるごとくに、自己逃避、自己防衛に終るだらうとさえ言われてゐるのも、その一端であります。岸総理の直屬の人の中にも、防衛庁の拡充強化それ自体が失業救済であるかのごとくに、暗にほめかしてゐるのも、またその一つであります。また、ある幹部は、一朝事があつても、二割か三割ぐらゐの質のいいものがあるだらうが、全体には期待できないと言つてゐるのも、その内容の一端をうかがうことができると思ひます。さらに、防衛庁の人事に対する内面的な派閥抗争、予算使用の乱脈は、衆目の認めるところでありました。これらの最大の原因はいかにあるのか。一部当事者がいかに苦心しても策の施しようがないこの問題は、どこに原因するの。私は、昭和二十五年六月、防衛庁の卵が生まれ、それが朝鮮動亂に原因することは、衆目がこれを認めてゐるところであります。七月に入つ

て日本政府にそのマ書簡が渡され、以来、占領軍と武装解除された國の不平等の立場から押しつけられたものがこの防衛庁であつて、腰の入らないことはここに原因すると思ひます。政府はこの発足した警察予備隊七万五千の創設において米國に屈従し、日本国民を逆に欺瞞することとなり、憲法解釈に無理に無理を重ねてきたことは、これは言を待ちません。このことから國民と自衛隊との關係に異端視するしこりが残ることとなり、自衛隊員の中にみずから卑下する偏見が果食うこととなつておるのであります。防衛庁内部の不正横行の原因もまたここにありと思ひます。

さらに、國家權力をかさに着ての基地増強は、砂川事件等の中に見られたごとく、日本人と日本人が血で血を洗う惨事を巻き起して、反政府的行為の要因となつております。自衛隊受け入れについては居住者の反対に会い、その計画が遅々として進行しない。まさに私は、これらは敗戦の傷跡がいまだに癒へないといふことが言えると思ひます。日本の國のいづれかの地で痛めつけられてゐるといふことが言えると思ひます。平和國家を宣言した日本國は、その文字通り平和のために尽瘁すべきであるといふことを、國民のすべてが胸に刻み込んでおります。近代戦争のできない自衛隊は、私は全くくだなものであると言わなければならぬと思ひます。この際、岸総理は憲法の改正をして、正面から國民に現在の間違ひを正し、その違憲性をさらに積み重ねることなく、これを正しく行ふより國民に問うことが、まず

第一の務めであらうと思ひます。もしそれができないならば、明らかに自衛隊は米國の前進基地の役目を負うといふ、こゝういふ任務のもとに作られたことをはつきりとし、その役目を解く、国内治安維持等を行ふ程度のごとくにこれを縮小削減して、そのことによつて世界の再軍備に拍車をかける日本への不信の目を拭拭し、真実を見せ、そして日本の繁榮と國民の平和を希求する声にこたへるべきだと思ひます。

以上、私はこの二法案の成立を前にいたしまして、この二、三の点を指摘し反対討論を終る次第であります。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 高田なほ子君。〔高田なほ子君登壇、拍手〕
○高田なほ子君 ただいま上程されました防衛二法案に対して、日本社会党を代表して、問題になる四つの点を指摘して、反対の意を表明したいと存じます。

まず第一の反対の理由であります。法治國家と一口にいいますが、しかし法治國家の原則、前提になるもの、このことは立法府が完全にその責任と職責を果さなければならぬといふ点であります。すなわち、立法府にある私どもが一言一句その責めを負わなければならぬといふ、その自覚を失つた場合にできる法律は、たとへば法治國家でありましようとも、前提条件がくずれてゐる以上は、法治國家の形式を備えておつても、眞に法治國家の体をなさない、こゝういふ結果が出てくるわけでございます。従ひまして、立法府にある私どもが、みずからの手に託せられた審議権を軽んじ、あるいはまた

自己の責任を回避する等のことがある場合には、民主政治の根本を冒瀆することに相なりするがゆゑに、私どもといたしましては、あくまで、立法については十分な責任と使命を果さなければならぬと存するわけであります。しかしながら、今回の防衛二法につきましては、こゝうした立法上のきわめて重要な点で、中間報告という形によつて放置されてゐることについて、私はまず皆様とともに、この点十分に考へていきたいと存するわけであります。中間報告の理由として数々の会期等の問題をあげておられるようでありましたが、しかし、このことは、いかなる理由をつけても私は納得することのできない事実であると思ひます。

すなわち、今回の防衛二法案は、千三百六十億という予算を背景とした立法であります。特に予算書の説明を見ますと、陸上自衛隊六百五億、前年度に比しますと二十九億の増加であります。海上自衛隊三百二十二億、前年度に比しますと、これは六十五億という増加を見ております。航空自衛隊三百九十億、前年度に比しますと、これは六十三億という増加を見ておられるわけでありました。総計を合算して、この陸海空、これらの自衛隊並びにこれらの付属機関を加へました総計において千三百六十億、前年度に比較いたしますと百六十億という、実に膨大な増加を見ておるのでありますから、この予算を背景にしたところの自衛隊の増強に當りましては、当然、数字的な説明が必要になつてくるだらうと思ひます。

しかしながら、委員長の報告によれば、委員会においては總括的に約三時間十分、しかし細部の面については三十四分の

審議しかしていいと言われております。そしてこの本会議においては、いずれも数字的な問題についての質問をする時間的な余裕がなく、千三百六十億の明細な使途が、この法律制定の過程に当つてやむやむのうちに通過せられるという事については、はなはだもって立法院の責任を痛感してまいりたいものだと思つてあります。

すなわち、今日、防衛庁の会計検査報告は、常に汚職第一級の汚名を着ておるわけであり、膨大な予算を背景にすればするほど、予算の審議、あるいはまたそれらを背景にした法律の審議は十分に意を尽すことこそ、この汚職を未然に防ぐ当然の立法院の責任ではないかと考えるわけであり、こゝに重要な責任を回避するがごとき中間報告によつて、国民の血税をむだな方向に消費するがごときは、断じて私も良識の許さないと考えてあります。今日、このやうな事によつて政治の倫理性が抹殺される。政治の指導者、岸内閣は、同時に道徳の攪乱者という汚名を着なければならぬと思つております。岸内閣は、青少年に向つて道徳教育を言ふ資格はないのではなからうか。もう少しお互いが立法院の責任を痛感して、その前提に立つ法治国家の建設のために、お互いが使命を果すやうにがんばらなければならぬのではないかと思つて、以上の点に立つて、私どもは、立法上の手続そのものの、これを第一の反対理由にあけておるわけであり、(拍手)

第二の理由として、自衛隊法、これに基く自衛隊の増強、これらの違憲性について反対をしたいと思つております。

そもそも自衛隊法、防衛庁法は、安保条約締結の申し子だと私も見ております。日本の自主的な軍備計画あるいは長期計画の中に生まれたものではありませんが、御承知のように、安保条約は、日本の国内及びその周辺にアメリカ合衆国の陸海空軍の配備権を完全にこれは許すてあります。しかも安保条約の五項C項、六条のA項、いづれも潜在的軍事化の規定に當つて、従つて潜在的軍事化の規定に當つて、安保条約は条約執行の条件を明らかに付してあります。このことが日本の主権を圧迫していることは、しばしば同僚議員によつて指摘されている通りであります。しかも、安保条約の三条は、明らかに軍事協定であります。安保条約の三条に基く軍事協定は、今日行政協定と申しておりますが、これは明らかに軍事協定であります。しかるに政府は、憲法七十三條の三を無視して、国会の承認を経ぬままに、この軍事協定を実行に執行して、いさゝか軍事協定を、内容、形式ともに違憲性のある行政協定を、今日国民の主権を圧迫しながら強行し、しかもMSA協定は、さらにこれに加えて、アメリカの国防のために日本の再軍備を命じた、明らかに命じた条約であります。皆様も御承知のように、MSAの第八條では、具体的に日本国民が負うべき軍事的義務を規定しております。いわく、資材の提供、施設の提供、人力の提供がそれであり、このやうな実に軍事的義務を国民に課しながら、しかもこの義務を實際に国内に実現させるために生まれてきたのが、交戦権を含む自衛隊法であり、そして防衛庁法であります。すな

わち領空権の侵犯をたゞし書きとほしておりますが、交戦権を含む自衛隊法、明らかに以上の国際条約に基く申し子である上に、今日の現行憲法に照らして、交戦権を含むこれらの法律は、明らかに憲法違反であると申し上げなければならぬと申す。今日、憲法の八十一條を尊重するならば、政府のこのやうな違憲の意思の十分にある条約締結の國務行為は、明らかに無効であると私も存じます。論より証拠、伊達裁判の判例は、この事実を雄弁に物語つてあります。伊達裁判の判例に最もあつたのは、だれでありましたか、岸政府であります。色をなして伊達裁判の判例にあつてふためきました。曲学阿世の御用学者は、厳正なこの法律分析に基く判例に水をかけるのには大それたものであります。なぜ岸内閣はこの伊達判例にあつたのでしやう。

すなわち、この判例は、憲法違反の判決が下された場合には、条約無効の判決が出れば、条約改正の義務が岸内閣に生じてくるから、だから東京地裁の判例に對して御用学者を動員して、これに水をかけ、そして世論の台頭をおそれながら、何とかして世論の台頭をしないうちに、中間報告をもつてこの自衛隊の増強を通そうとしたのが、私は、中間報告をさせた政府の意ではないかと勘ぐりたくもなりますが、勘ぐりだけではないで、確かにそこらに意図があるのではないかと考えます。

第三の反対の理由は、政府は、増強の理由として次のごとくに説明をしております。「現下の情勢に對処し、国力に應じて防衛力を整備する必要があることを認め、防衛庁の職員の定員を一万二千八百八十二人増加し、現在の定員

二十四万二千七百七十七人を二十五万四千七百九十九人に改めることとしたし、(「現下の情勢に對処し」といふことは、さっぱり御説明がないのであります。今日「現下の情勢」はどういう情勢になつてゐるか。東西首脳会談を初め、平和への努力は依然として続いてゐます。イギリス並びにソ連も、昭和三十六年度を期して、今日の兵力の削減のために実際に計画を立て、軍備の削減は今日世界の具体的な動きであります。

「副議長退席、議長着席」

日本は、仕合せなことに、平和憲法を持つ唯一の民族として、戦争回避のために先頭に立つて世界にこのことを率先することこそ、私は、軍備競争に負担するよりは、はるかに日本の平和維持に重要な役割を果すのではないかと考えています。しかるに、政府は、現下の情勢を分析することなく、無計画なる増強をあえてしてあります。すなわち、昭和三十年わが国の予算編成に際して、保守党政府並びにその与党は、アメリカと共同声明を發して、わが国の基本方針を明確にしたことは、今日記憶に新しいことであります。この声明にいづく。「本年度以降打ち続く年間において、わが国の主力のより十分な部分を防衛力の増強に充てることが、日本政府の意思であり、政策である」と、共同声明を發してあります。

すなわち、この共同声明に基く軍備の増強であつて、明らかに日本独自の問題ではなく、アメリカのさしがねによる今次の増強に對して、日本社会党は、断固として反対せざるを得ないのであります。

第四の反対理由は、国力に應じて防衛力を整備する云々と、政府は理由を説明しておりますが、果して今次の人員増加は、国力に應じた人員増加であるかどうか。すなわち、一万二千名の人員増加は、単に人員増加にとどまらない。皆様も予算書をごらんになればおわかりでしょうが、海上自衛隊においては、艦艇十隻の建造及び航空機六機の購入を計画し、米國から艦艇六隻の貸与及び航空機二十二機の供与を予定すること、大型対潜哨戒機の國産化第二年度として三機の生産を見込み云々と説明をしております。さらに、航空自衛隊においては、航空団一の増設を計画している。米國からの供与七十三機、日本側の調達七十五機を予定するとともに云々として、人員増加があげられており、すなわち、ただ単に自衛隊の増強といふことは、人員だけではない、明らかにこれに付随するあらゆるものの増強が意図されているのであります。それから、私どももいたしましては、十分にこの予算の内容そのものを検討しなければ、国力に應ずる増強であるかどうかといふことについて即断を下すことは、しかく不可能ではないかと考えます。政府はかくして千三百六十億の防衛予算を組み、前年度に比べて百六十億の増強を見たのであります。これは果して国力に應じたものでありましかうか。今日、政府が何よりも大目慢にしてゐるすし詰め教室の解消は、単に九百九十億の予算が組まれているだけで、前年度に比べて八十五億増であります。これは、防衛予算に比べればはなはだ少い。しかも、今日全国の二千万の学童の中で、

七十三万人に及ぶ欠食児童がおります。この欠食児童に対して政府はどういうことをしたか。あすの日本を背負わねばならぬこうしした子供たちに対して、学童給食費の補助はわずかに二億二千万円しか出さない。従って七十三万人の欠食の子供は約半数だけ政府の救済対象になるだけで、あとは全然これは巷に放り出される。しかるにどうでしょう。防衛庁においては本年度の食糧費は七十九億という莫大な予算を組んでいる。この予算の中には、自衛隊を見学に来る青年団や地域婦人団にこちそりする予算まで含まれていると言われる。私どもは、このような金があるならば、なぜ日本の欠食の、転落寸前にある子供たちに、二億の予算を組むことができなかったのか、私はこののち点を指摘しなければならぬ。さらに教科書も買えない子供が七十三万人、これに対する補助がわずかに一億九千万円、これでは半数の子供きり救われません。電気のない学校が千三百校もある。今年はこの電気のつかない学校に何と四十校分の電気をつけただけである。しかるにごろんなさい。この防衛庁費の施設整備費は二億六千八百八十二万というような、大へんな増額をしておる。しかも装備費においては約五百億という非常な膨大な予算が組まれて、前年度に比べれば七十二億という増強を見ておるのであります。今日、特殊学校の子供たち、手足の不自由な子供供たちは、これを收容する学級がなない。最低千四百学級が必要であるというにかかわらず、わずか二百学級きり作らないのはなぜか。予算をこいういところに使っているからだ。これですらして国力に応じたこれは計画である

か、これは疑問です。理科教育においてしかりでしょう。科学教育の振興と岸さんは口で言いながら、十五億の要求に対してわずか五億しか組まない。

○議長（松野鶴平君） 高田君、時間が参りました。

○高田なほ子君（続） 時間が無いのか、これは結論として、日本の将来を背負うのは今日の子供たちであります。全日本の母親の最大の悲願は子供の仕合せであります。政治は、母と子の願いを誠実に生かすことこそ、民主政治の一番の根底であるにかかわらず、よくない十四億の爆弾費をここに入れないながら、子供たちの幸福を顧みない政治について、決して正しい政治ということもできませんし、世界の平和のため、かかる平和と擾乱のおそれのある防衛二法案に対しては、私は母の立場においても絶対に反対の意思を表明して、討論を終ります。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 斎藤昇君外一名から、成規の賛成者を得て、討論終局の動議が提出されております。

これより本動議の採決をいたします。表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長（松野鶴平君） すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。……私語を禁じます。すみやかに御投票をお願いします。……ただいま行われ

ております。投票につきましては、自後十分間に制限いたします。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票を願います。……すみやかに御投票を願います。……すみやかに御投票を願います。

投票箱はございませんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百二十三票
白色票 八十七票
青色票 三十六票

よつて討論は終局することに決しました。

賛成者(白色票)氏名 八十七名
山本 利寿君 松平 勇雄君
森 八三二君 野田 俊作君
松岡 平市君 田中 啓一君
常岡 一郎君 西川 甚五郎君
谷口 弥三郎君 新谷 寅三郎君
木内 四郎君 紅 露 みつ君
杉山 昌作君 村上 義一君
仲原 善二君 松野 孝一君
西田 信二君 堀本 宜實君
鈴木 万平君 大谷 勝之助君
稲浦 鹿蔵君 吉江 勝保君
江藤 智君 三木 與吉郎君
青柳 秀夫君 雨森 常夫君
川口 爲之助君 後藤 義隆君
館 哲二君 河野 謙三君
山本 米治君 榊原 亨君
劍木 亨弘君 大谷 資雄君

田中	茂穂君	有馬	英二君	近藤	鶴代君	小柳	牧衛君	廣瀬	久忠君	石坂	豐一君	大野	木次郎君	黒川	隆國君	寺尾	豐君	柴田	榮君	大沢	雄一君	宮澤	喜一君	平島	敏夫君	中野	文門君	西岡	ハル君	前田	佳都男君	伊能	芳雄君	宮田	重文君	上林	忠次君	古池	信三君	追水	久常君	小澤	久太郎君	小幡	治和君	関根	久蔵君	秋山	俊一郎君	伊能	繁次郎君	杉原	荒太君	郡	祐一君	堀木	鎌三君	泉山	三六君	吉野	信次君	津島	壽一君	青木	一男君	高橋	衛君	反対者(青色票)氏名	三十六名								
大谷	瑩潤君	小井	清一君	齋藤	昇君	木暮	武太夫君	廣瀬	久忠君	植竹	春彦君	大野	木次郎君	野村	吉三郎君	松村	秀逸君	柴田	榮君	宮澤	喜一君	勝俣	愁君	重政	庸徳君	横山	フク君	前田	佳都男君	宮田	重文君	古池	信三君	小澤	久太郎君	関根	久蔵君	上原	正吉君	鹿島	守之助君	吉野	信次君	津島	壽一君	青木	一男君	高橋	衛君	森中	守義君	相澤	重明君	久保	等君	平林	剛君	加瀬	完君	矢嶋	三義君	江田	三郎君	加藤	シツエ君	栗山	良夫君	八木	幸吉君	光村	甚助君	永岡	光治君	戸叶	武君	片岡	文重君

○議長（松野鶴平君）これより採決をいたします。両案全部を問題に供します。

表決は記名投票をもつて行います。

両案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長（松野鶴平君）投票漏れはございません。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（松野鶴平君）これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長（松野鶴平君）投票の結果を報告いたします。

投票総数 百四十一票
白色票 九十六票
青色票 四十五票

〔拍手〕

よつて、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案は可決せられました。

賛成者（白色票）氏名 九十六名
山本 利寿君 成田 一郎君
松平 勇雄君 森 八三二君

野田 俊作君	松岡 平市君
田中 啓一君	常岡 一郎君
西川 甚五郎君	青山 正一君
谷口 弥三郎君	新谷 寅三郎君
木内 四郎君	紅露 みつ君
杉山 昌作君	後藤 文夫君
村上 義一君	一松 定吉君
仲原 善一君	松野 孝一君
西田 信一君	堀本 宜實君
鈴木 万平君	大谷 藤之助君
稲浦 鹿藏君	吉江 勝保君
江藤 智君	三木 與吉郎君
青柳 秀夫君	雨森 常夫君
川口 爲之助君	後藤 義隆君
館 哲二君	河野 謙三君
山本 米治君	榊原 亨君
御木 亨弘君	大谷 賢雄君
田中 茂穂君	有馬 英二君
大谷 登潤君	吉米 地英俊君
近藤 鶴代君	小柳 牧衛君
井上 清一君	小林 武治君
斎藤 昇君	小山 邦太郎君
木暮 武太夫君	石坂 豊一君
廣瀬 久忠君	西郷 吉之助君
植竹 春彦君	草葉 隆圓君
高橋 進太郎君	大野 木次郎君
黒川 武雄君	野村 吉三郎君
寺尾 豊君	松村 秀逸君
木島 虎藏君	柴田 栄君
大沢 雄一君	宮澤 喜一君
平島 敏夫君	勝俣 稔君
中野 文門君	重政 庸徳君
西岡 ハル君	横山 フク君
土田 国太郎君	前田 佳都男君
伊能 芳雄君	宮田 重文君
中山 福蔵君	上林 忠次君
古山 信三君	迫水 久常君
小澤 久太郎君	小幡 治和君
関根 久蔵君	秋山 俊一郎君
上原 正吉君	安井 謙君
伊能 繁次郎君	石原 幹市郎君
鹿島 守之助君	杉原 荒太君

反対者青森県氏名 四十五名

森中 守義君	鈴木 強君
相澤 重明君	松永 忠二君
大矢 正君	久保 等君
木下 友敬君	平林 剛君
横川 正市君	加瀬 完君
成瀬 幡治君	大和 与一君
矢嶋 三義君	相馬 助治君
小笠原 三男君	江田 三郎君
天田 勝正君	荒木 正三郎君
小林 孝平君	加藤 シヅエ君
棚橋 小虎君	栗山 良夫君
藤田 藤太郎君	市川 房枝君
八木 幸吉君	岩間 正男君
長谷部 ひろ君	占部 秀男君
千田 正君	光村 甚助君
阿 三郎君	永岡 光治君
小酒 井義男君	戸叶 武君
片岡 文重君	阿部 竹松君
高田 なほ子君	曾根 益君
東 隆君	佐多 忠隆君
椿 繁夫君	千葉 信君
内村 清次君	山田 節男君
三木 治朗君	

○議長(松野鶴平君) 一時間休憩いたします。

午後六時三十八分休憩
〔休憩後開議に至らなかった〕

○本日の会議に付した案件

一、内閣委員会において審査中の防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案について速かに内閣委員長の中間報告を求めることの動議
一、防衛庁設置法の一部を改正する

出席者は左の通り。

法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の中間報告
一、内閣委員長から中間報告があつた防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、一括して議院の会議において直ちに審議することの動議
一、防衛庁設置法の一部を改正する法律案
一、自衛隊法の一部を改正する法律案

議員

山本 利寿君	手島 栄君
成田 一郎君	松平 勇雄君
武藤 常介君	森 八三三君
前田 久吉君	最上 英子君
野田 俊作君	松岡 平市君
田中 啓一君	常岡 一郎君
西川 甚五郎君	青山 正一君
堀 末治君	谷口 弥三郎君
新谷 寅三郎君	木内 四郎君
紅露 みつ君	杉山 昌作君
村上 義一君	後藤 文夫君
一松 定吉君	石黒 忠篤君
仲原 善一君	笹森 順造君
西田 信一君	松野 孝一君
鈴木 万平君	堀本 宜實君
稲浦 鹿藏君	大谷 藤之助君
塩見 俊二君	吉江 勝保君
三木 與吉郎君	青柳 秀夫君
雨森 常夫君	川口 爲之助君
後藤 義隆君	館 哲二君
河野 謙三君	山本 米治君
榊原 亨君	御木 亨弘君
大谷 賢雄君	有馬 英二君
田中 茂穂君	

大谷 登潤君	吉米 地英俊君
近藤 鶴代君	小柳 牧衛君
井上 清一君	小林 武治君
斎藤 昇君	小山 邦太郎君
木暮 武太夫君	石坂 豊一君
廣瀬 久忠君	西郷 吉之助君
植竹 春彦君	草葉 隆圓君
高橋 進太郎君	大野 木次郎君
黒川 武雄君	大野 木次郎君
川村 松助君	黒川 武雄君
小林 英三君	重宗 雄三君
野村 吉三郎君	寺尾 豊君
松村 秀逸君	石井 桂君
木島 虎藏君	佐藤 清一郎君
柴田 栄君	大沢 雄一君
宮澤 喜一君	平島 敏夫君
勝俣 稔君	中野 文門君
重政 庸徳君	西岡 ハル君
横山 フク君	土田 国太郎君
前田 佳都男君	伊能 芳雄君
宮田 重文君	中山 福蔵君
高野 一夫君	上林 忠次君
古池 信三君	迫水 久常君
小澤 久太郎君	小幡 治和君
関根 久蔵君	野本 品吉君
秋山 俊一郎君	上原 正吉君
安井 謙君	伊能 繁次郎君
石原 幹市郎君	鹿島 守之助君
井野 碩哉君	杉原 荒太君
下條 康鷹君	吉野 信次君
那 祐一君	津島 壽一君
堀本 鎌三君	木村 篤太郎君
青木 一男君	泉山 三六君
佐野 廣君	高橋 衛君
森中 守義君	鈴木 強君
相澤 重明君	松永 忠二君
大矢 正君	久保 等君
木下 友敬君	平林 剛君
横川 正市君	加瀬 完君
成瀬 幡治君	大和 与一君
矢嶋 三義君	相馬 助治君
小笠原 三男君	

江田 三郎君	中田 吉雄君
天田 勝正君	荒木 正三郎君
小林 孝平君	藤原 道子君
野村 小虎君	加藤 シヅエ君
棚橋 小虎君	栗山 良夫君
藤田 藤太郎君	市川 房枝君
八木 幸吉君	野坂 参三君
岩間 正男君	長谷部 ひろ君
辻 武雄君	竹中 恒夫君
白木 義一郎君	安部 清美君
占部 秀男君	北村 暢君
千田 正君	光村 甚助君
阿 三郎君	永岡 光治君
湯山 勇君	小酒 井義男君
戸叶 武君	河合 義一君
片岡 文重君	高田 なほ子君
島 清君	東 隆君
曾根 益君	佐多 忠隆君
重盛 壽治君	千葉 信君
椿 繁夫君	岡田 宗司君
内村 清次君	三木 治朗君
山田 節男君	
内閣総理大臣	岸 信介君
外務大臣	藤山 愛一郎君
大蔵大臣	佐藤 榮作君
文部大臣	橋本 龍伍君
運輸大臣	重宗 雄三君
国務大臣	伊能 繁次郎君
政府委員	
内閣官房長官	赤城 宗徳君
内閣官房副長官	鈴木 俊一君
法制局長官	林 修三君
防衛庁長官	門叶 宗雄君
防衛庁防衛局長	加藤 陽三君
防衛庁装備局長	小山 雄二君
文部省大学	緒方 信一君
学術局長	林 坦君
運輸省航空局長	